

第二十八回衆議院議事速記録第二十號

明治四十五年三月十四日(水曜日)午後一時十七分開議

議事日程 第十九號 明治四十五年三月十四日

午後一時開議

第一 關稅定率法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第三 朝鮮醫院及濟生院特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第五 樺太酒類出港稅法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 明治三十四年法律第十號中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 保險業法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 臘虎臘野獸獵獲禁止ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十 臘虎臘野獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十一 農工銀行法中改正法律案(柏谷義三君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十二 家畜市場法中改正法律案(漆昌應君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十三 鑛業法中改正法律案(武滿義雄君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十四 國有土地森林原野下戻法中改正法律案(岡田泰藏君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十五 汽船「トロール」漁業取締ニ關スル建議案(河上英君外) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十六 新二十錢銀貨改鑄ニ關スル建議案(森茂生君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十七 鹿兒島開港ノ建議案(山岡國吉君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十八 小松島港修築ニ關スル建議案(大久保弁太郎君外三名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十九 中川改修工事速成ニ關スル建議案(齋藤珪次君外一名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十 海外貿易振興ニ關スル建議案(恒松隆慶君外五名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十一 廢兵優遇ニ關スル建議案(齋藤珪次君外四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十二 朝鮮總督府辯護士規則改正ノ建議案(岡田泰藏君外二名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十三 北海道醫學專門學校設立ニ關スル建議案(淺羽靖) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十四 鐵道建設ニ關スル建議案(吉田虎之助君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十五 農業金融ニ關スル建議案(恒松隆慶君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十六 金名鐵道建設ニ關スル建議案(米田稷君外) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十七 鐵道建設ニ關スル建議案(米田稷君外) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十八 金澤高等工業學校設立ニ關スル建議案(戸水) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十九 高等工業學校設置ニ關スル建議案(鷺田土三) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十 山陰高等農林學校設置ニ關スル建議案(恒松) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十一 區裁判所出張所設置ニ關スル建議案(安川保) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十二 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十三 紀勢鐵道建設ニ關スル建議案(千田軍之助君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十四 神社崇敬ニ關スル建議案(天津淳一) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十五 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十六 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(大岡育造君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

(特第一號)明治四十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

日本勸業銀行法中改正法律案

農工銀行法中改正法律案

北海道拓殖銀行法中改正法律案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

朝鮮總督府辯護士規則改正ノ建議案

提出者 岡田 泰藏君 中村 啓次郎君 翠川 鐵三君

北海道醫學專門學校設立ニ關スル建議案

提出者 淺 羽 靖君

鐵道建設ニ關スル建議案

提出者 吉田 虎之助君 島田 保之助君
一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ
政府ノ社會政策並物價騰貴ニ關スル質問主意書(藤原惟郭)

政治的智德涵養ニ關スル質問主意書(村松逸一)
殉難者ヲ靖國神社ニ合祀ノ請願ニ關スル質問主意書(島田三郎君)

帝國國防ニ關スル質問主意書(澤來太郎)

陰陽聯絡鐵道ニ關スル質問主意書(福井三郎君)

一昨十二日横田大審院長ヨリ議員久保伊一郎ニ係ル恐喝及公務員虛偽文書作成被告事件ニ付去十一日同院ニ於テ上告棄却ノ結果四十四年十二月四日大阪控訴院ニ於テ言渡シタル懲役八月ノ裁判確定候旨通報ヲ受領セリ
一常任委員ノ補闕選舉ニ左ノ通り當選セラレタリ

第一部 決算委員 河野 政太郎君
第七部 決算委員 阪 泰 碩君
第八部 決算委員 川真田德三郎君

一病氣ノ爲委員辭任ノ申出左ノ如シ
第二部選出 決算委員 吉田 虎之助君
第六部選出 決算委員 神保 東作君

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)
一去年十二月議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ
樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル法律案

井上角五郎君 古賀 庸藏君
高橋 直治君 關 信之介君
守屋 此助君 小橋 榮太郎君
新聞紙法中改正法律案

松田 源治君 齋藤 總明君
吉植 庄一郎君 齋藤 二郎君
富田 幸次郎君 山田 珠一君
登記ニ關スル法律案

板倉 中君 大久保弁太郎君
有本 國藏君 高濱 與七君
水野 正己君 阪本 彌一郎君
災害地租特別處分法案

長 晴 登君 稻村 辰次郎君
河野 郁太郎君 笠川 繼孝君
高木 正年君 近江谷 榮次君
刑事訴訟法中改正法律案

阿部 德三郎君 佐々木 文一君
辻川 與一右衛門君 川島 龜夫君
豐增 龍次郎君

高木 益太郎君 安東 敏之君 花井 卓藏君

一委員長及理事左ノ通り選定セラレタリ
日本刀劍鍛冶法維持ノ爲ニ刀劍師養成ニ關スル建議案委員會
委員長 井上角五郎君 理事 駒田 小次郎君

銚子港修築ニ關スル建議案委員會
委員長 水間 此農夫君 理事 加瀬 禧逸君

樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル法律案委員會
委員長 井上角五郎君 理事 古賀 庸藏君

新聞紙法中改正法律案委員會
委員長 松田 源治君 理事 山田 珠一君

登記ニ關スル法律案委員會
委員長 板倉 中君 理事 加瀬 禧逸君

災害地租特別處分法案委員會
委員長 河上 英君 理事 齋藤 宇一郎君

○議長(大岡育造君) 是ヨリ會議ヲ開キ、御諮リヲ致シマス、唯今報告ノ常任委員ノ辭任ニ關シテ、之ヲ許可スルニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼ボ老アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス、而シテ其部ノ諸君ハ速ニ補闕ノ選舉ヲ行ハレテ、御屆ヲ願ヒマス、委員長及理事ノ選舉方ニ付キマシテ、豫メ宣告ヲ致シテ置キマス、最早會期切迫ノ場合デアリマスカラ、特別委員ニ選定セラレタル諸君ハ散會後直ニ委員長理事ヲ互選セラレタイコトデアリマス、尙其委員室ハ其都度公告ヲ致シマス、尙階上ノ例ノ所ニ據シテ置ク答デアリマスカラ、ソレヲ御覽ヲ願ヒタイ、先日モ御注意ヲ促シテ置キマシタコトデアリマスガ、尙モウ一固甚ダ遺憾ナガラ御注意ヲ申上ゲマス、本會ニ御出席ヲ促スコトハ先日申シマシタガ、委員會ニ御出席ガ十分デアナイデアリマス、本日モ養老法案ノ委員會、區裁判所事務開始復舊ニ關スル建議案外一件ノ委員會、辯護士法改正法律案委員會、共ニ出席委員定數ニ充タザルガタメニ流會トナリマシタ報告ヲ受ケマシタ此ノ如キ次第デアリマスカラ、委員ニ指名セラレタル諸君ニ成ベク時間ヲ正シク御出席ニナルヤウニ希望ヲ致シマス

○守屋此助君 唯今ノコトニ付キマシテ申シマスガ、委員會ガ開ケザルコトノ原因ガ特別委員ナル議員諸君ノ御不參ノタメニ流會ニナルモノモ間々アルコトハ、私ハ承知致シテ居リマス、サウシテ私ガ關係致シテ居リマスル委員會ハ多ク政府ノ大臣並ニ政府委員ガ御缺席ノタメニ流會ニナルモノガ多クデアリマス、ソレ故ニ議長ハ議員ニ向ッテレダケノ御注意ニナル事柄ハ至極御尤ニ私ハ考ヘマスカラ、謹デ此點ハ吾々ガ進奉致シマスガ、政府ノ大臣並ニ政府委員ニモ唯今ダケノ御注意アラントラ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 了承致シマシタ、日程第一、關稅定率法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス

第一 關稅定率法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
關稅定率法中改正法律案

第七條第二十三號中「種羊及種禽ヲ種羊、種禽、獸疫免疫血清及獸疫豫防接種液ニ改ム

種液ニ改ム

別表輸入稅表中第二百九十九號第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ第四項ヲ第五項、第五項ヲ第六項トス

四 漂白シタル平織ノ亞麻布及亞麻綿交織布(百平方メートルニ付四十キログラムヲ超エサルモノ)

甲 亞麻布(五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數二十五ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ)
乙 亞麻綿交織布(五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數二十四ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ)

無稅 無稅

附則
本法ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(大藏大臣山本達雄君登壇)

○大藏大臣(山本達雄君) 諸君、關稅定率法中改正法律案ノ第一ノ畜産ニ關スルコトノ說明ヲ致シマスガ、畜産ノ改良ハ必要ナル事業デアリマスガ、既ニ關稅定率法ニ於キマシテ國、道、府縣及産牛馬組合ノ輸入スル種馬牛ハ輸入稅ヲ是マテ免除シテ居リマシタ、而シテ其牛馬ノ改良ヲ計テ居リマシタガ、又此獸畜ニハ往々惡疫流行ノ多大ナル損害ヲ被テ、畜産改良上妨害ヲ來スコトガ少ナクナイデアリマス、ソレガタメニ獸疫豫防上必要ナル血清及接種液ノ輸入稅ヲ免除シテ、以テ畜産ノ保護ヲ計リ、其改良發達ノ目的ヲ達シヤウト云フ次第デ、此免稅ヲ提出シタル次第デアリマス、又此「リネン」ヲ以テ加工シマスル、ソレニ就テ免稅ヲ提出シタル次第デアリマス、加工シマシテ之ヲ外國ニ輸出スルコトハ頗ル有利ノ事業デアリマス、今同其重ナル輸出ニ於キマシテ稅法ノ適用ヲ改メマスル結果トシテ、我加工品ガ獨リ不利ノ地位ニ陥テ加工業衰頹ノ悲運ヲ來スト云フコトノ恐ガ生シマシタノデアリマス、此不利ヲ避クルコトハ輸入加工原料品ヲ無稅ニスルヨリ外ニ之ヲ避ケル途ハナイデアリマス、故ニ其最モ重要ナルモノデアリテ我國ニ産出モセス、又殆ド日本ニ輸入シテ、サウシテ日本テ消費シマセナイ、其麻布ニ限リマシテ、之ヲ無稅トシテ而シテ今ノ輸出ノ目的ヲ達シタイト云フメニ、其物ニ限リテ無稅ニ致シタイト云フ積リテゴザイマス、右ヤウノ次第デアリマスカラシテ、ドウカ御審議ノ上、兩様共ニ御協贊アラントラ願ヒマス、殊ニ此亞麻布ノ方ニ於キマシテハ其輸出國ガ來月一日ヨリ稅ノ施行法ヲ改正スルコトニナツテ居リマシテ、甚ダ急ヲ要スルコトデアリマスカラシテ、願クハ成ベク速ニ御協贊アラントラ希望致シマス

○武藤金吉君 大藏大臣ニ質問ガアリマス、御許ヲ願ヒマス——宜シウゴザイマスカ

○議長(大岡育造君) 宜シウゴザイマス

○武藤金吉君 唯今御說明ニナリマシタ關稅定率法中ノ別表輸入稅表中ノ二百九十九號ノ亞麻布五「ミリメートル」平方内ニ於ケル經緯ノ絲數二十五ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ「ツレカラ」乙ノ方ノモノニ對シテ無稅ニスルコト云フ改正案ヲ出サレテ居リマスガ、是ハ「リネン」ニオン「デアリマス、然ルニ此外國カラ輸入シテ三割ノ稅ヲ課シテ居ル「ブレード」ヲ無稅ニシナイト云フ理由ハ如何ナルコトデアリマスカ、之ヲ一ツ御說明ヲ願ヒマス、モウハ唯今對手貿易國ト申サレマシタガ、是ハ亞米利加デアラウト思フ、亞米利加ハ關稅定率ノ改正ニ對シテ、我政府ニ如何ナル交渉ヲ重ネラレマシタカ、又亞米利加ト日本ト今日マテノ交渉ノ結果ハ唯今大藏大臣ノ御說明デハ不満足デアリマ

ス、此貿易上大切ナル交渉ヲ此ノ如ク簡單ナル、此ノ如ク不親切ナルトコロノ說明ヲ以テ、吾々議員ハ之ヲ承知スルコトハ出來ナイデアリマスカラ、亞米利加政府ト交渉ノ顛末ヲ詳細ニ御說明ヲ願ヒタイ、御承知ノ通り此加工品ハ僅ニ三十四年カラ輸出ニナツタモノデアリマスケレドモ、今日ハ毎年二四百万圓ノ加工品ヲ輸出シテ居ルデアリマス、而シテ此關稅定率ヲ改正スルニ當リテ單ニ平仄ノ合ハヌトコロ「リネン」ニオン「ラ無稅ニシテ「ブレード」ヲ無稅ニシナイト云フ理由ハ如何ナル方針ヲ執ラレタデアリマスカ、其邊ヲ詳細ニ御說明アラントラ望ミマス

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 議長

○議長(大岡育造君) 櫻井政府委員

○武藤金吉君 關稅局長デハイケマセヌ、亞米利加ト貿易上ノ交渉ノ顛末ハ一局長デハイケマセヌ、大臣ガ御答ヘニナラヌデアハイケマセヌ

(政府委員櫻井鐵太郎君登壇)

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 唯今武藤君ノ御質問デアリマスガ、加工品ノ原料トナルトコロノ亞麻布其他ノ物ヲ無稅ニシテ同時ニ「ブレード」ヲ無稅ニセヌノハ不權衡デアル、其理由如何ト云フ御質問デアリマスガ、唯今大藏大臣ガ提出ノ理由ヲ說明致サレマシタ通り、今回ノ法案ニ依リマシテ無稅ト致スコロノ亞麻織物ハ内地ニ於テ生産ノ無イモノデアリマシテ、而シテ其物が殆ド全部外國ニ出テ行クトデアリマス、唯今御質問ニナリマスルノガ適當デアラウト云フコト、斯ウ云フ立案ヲシタノデアリマス、唯今御質問ニナリマシタ「ブレード」テモモノハ外國カラ輸入致シマスガ、併ナガラ今日デハ、相當ノ産額ガ内地ニ於テ最早出來テ居リマス、而シテ輸出業者ハ内地ニ於テ生産シマシタトコロ「ブレード」ヲ使フテ、ソレヲ輸出ニ供シテ居ルト云フ實況デアリマスカラ、此物ト先刻述ベマシタトコロノ外國ヨリ輸入スルトコロノ亞麻布トハ取扱ヲ異ニシナケレバナルマイト考ヘテ居リマス、ソレカラ重ナル輸出先ト云フコトヲ先刻大臣ノ述ベラレマシタノハ、御尋ノ通り亞米利加デアリマス、而シテ亞米利加トノ交渉ト云フコトニ於テハ、是ハ政府全體ガ交渉ニナツテ居ルコトデアリマシテ、一部ノ說明ヲ申上グルコトハ不十分ノ思ヒマス、ソレ等ノ細カナコトニ至リマシテハ宜シク委員會ニ於テ十分ナル說明ヲ申上ケヤウト存ジマスカラ、然ルベク御承知ヲ願ヒマス

○武藤金吉君 尙御尋致シマス、亞米利加ニ於テハ既ニ此關稅ノ改正ニ對シテ、二月一日ノ實施期ト云フコトヲ我政府ニ通告サレテ居リマス、而シテ我政府ニ於テハ之ヲ四月一日マテ延期シテ吳レト云フコトニナツテ居ルと思フ、然ルニ此關稅定率ニ對シテハ、殆ド全世界ニ對シテ我政府ハ餘リ好成績ヲ舉ゲテ居ナイ、殊ニ亞米利加ノ如キハ既ニ二月一日ニ實施スルコト云フ通告ヲ受ケテ居ラテ、四月一日マテ延ベテ吳レト云フコト、此案ヲ議會ニ提出スルコト云フコトハ怪シカラヌコトデアル、是等ノ說明ヲシナイテ、委員會テ說明ヲスルカラト云フテ適レト云フノハ、甚ダ其責任ヲ完ウセザルモノト考ヘル、現ニ外務大臣ハ此席ニ出テ居ラレナイ、此場合外務大臣ニ代リテ大藏大臣ハ適當ナル說明ヲスルコトガ當然ノ思ヒマス、逃ゲナイテ、大藏大臣ハ此場合ニ於テ、亞米利加トノ交渉顛末ヲ報告セラレントラ望ミマス

(政府委員櫻井鐵太郎君登壇)

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 唯今武藤君ヨリ御質問デアリマスガ、今回ノ改正案ヲ提出致シマシタ理由ハ、亞米利加ニ於テ日本ノ「リネン」ヲ加工品ニ對スルコトコロノ課稅ノ解釋ヲ四月一日ヨリ變ヘルト云フコトデアアルデアリマシテ、亞米利加政府ガ稅率ヲ改正シタノハナイデアリマス、解釋ヲ四月一日ヨリ變ヘルト云フコトニナツテ居ルノ

デアリマス、サスレバ其結果が我大切ナル輸出品ニ不利ナル結果ヲ來シマスルガ故ニ、是ニ於テ輸入ノ「リシネル」ナル物、而モ内地ニテ生産シマセモノニ限ツテ、之ヲ無稅トスル、而シテ此不利ヲ救済シヤウト云フ考デアリマス、右ニ依ツテ御承知ヲ願ヒマス

○武藤金吉君 要領ヲ得マセヌ

○早速整爾君 私モチヨット大藏大臣ニ御尋ラシタイノデアリマス、關稅定率ハ昨年ヨリ實施ニナリテ法律ヲゴザイマスガ、惡ルイ處カアレバ之ヲ改正セラル、ト云フコトハ、私モ同意ヲ致スデアリマス、私ノ見ルトコロニ依レバ實施後日尙淺シト雖モ、此關稅定率ノ中デアウシテモ改正ヲシナケレバナラヌ重大ノ問題ガ二三他ニアリハシナイカト思フデアリマス、所ガ大藏省デハウレニ付テ既ニ御取調ベニナツテ居ルカ、或ハ現在御取調中デアリカ、其點ハ窺知ルコトガ出來ヌデアリマスガ、大藏大臣ノ御意見トシテ此關稅定率中ニ今日御提出ニナリテ改正案ノ如キモノ、外ハ改正ヲ要スル點ナシト御認メニナツテ居リマスガ、現行ノ關稅定率ハ完全無缺デアツテ、今日御提出ニナリテ改正ノ外ニ大ニ改正スベキ箇條ガナイト、斯ウ云フ風ニ御認メニナツテ居リマスガ、或ハ既ニ取調ベニナツテ居ルモノガゴザイマスレバ、併セテ御答ヲ願ヒタイノデアリマス

〔大藏大臣山本達雄君答壇〕
〔細カイトハ委員會「ト呼フ者アリ」〕
○大藏大臣(山本達雄君) 御答致シマスガ、目下ノトコロ此亞麻ノ問題ヨリ外ニ改正ヲ必要トスルヤウナコトハナイノデアリマス、ソレダケ御答致シマス
〔次ノ日程ニ移ラレンコトヲ望ミマス「ト呼フ者アリ」〕

○議長(大岡育造君) 日程第二、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ニ移リマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○恆松隆慶君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議アリマセマカ
〔異議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ 日程第三、朝鮮醫院及濟生院特別會計法案ノ第一讀會ヲ開キマス 荒井政府委員

第三 朝鮮醫院及濟生院特別會計法案(政府提出) 第一讀會

朝鮮醫院及濟生院特別會計法案

朝鮮總督府醫院、朝鮮總督府道慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院ノ會計ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計トシ、資金ヲ有シ政府支出金、資金ヨリ生スル收入、院收入、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二條 前條ノ政府支出金ハ年額金四拾五萬圓ヲ限トシ、毎年度豫算ノ定ムル所ニ從ヒ朝鮮總督府特別會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第三條 資金ハ政府ヨリ交付シヌハ他ヨリ寄附シタル財産及歳入殘餘ヨリ成ル

第四條 資金ハ之ヲ支消スルコトヲ得ス但シ用途ヲ指定シタル資金ハ用途指定者ノ同意ヲ得テ元金ヲ使用スルコトヲ得

第五條 職員ノ俸給、諸給、旅費、事務所費、診療醫育教養及治療ニ關スル諸費、修繕費、雜支出金、其ノ他寄附者ノ指定シタル費途ヲ以テ本會計ノ歳出トス

第六條 政府ハ毎年度本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
第七條 毎年度豫算ニハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲豫備費ヲ設クヘシ

第八條 寄附財産ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ
第九條 本會計ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書、機械、標本、藥品及實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則
本法ハ明治四十五年度ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際朝鮮總督府醫院及朝鮮總督府道慈惠醫院ニ屬スル財産ハ總テ之ヲ本會計ノ資金ニ編入スヘシ
〔政府委員荒井賢太郎君登壇〕
〔「簡單」ト呼フ者アリ〕

○政府委員(荒井賢太郎君) 朝鮮總督府ノ醫院、同慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院、此經費ヲ各院ノ收入シマスルコロノモノト、各院ノ有シマスル資金カラ生ズル利子及寄附金ト云フモノト合セマシテ、政府ノ支出金ヲ以テ支辨サシテ往カウ、恰モ内地ノ學校ノ經理ト同様ノ風ニ經理ヲサシテ往カウ、而シテ政府ノ支出金ハ一定ノ限度ヲ置キマシテ、漸次病院等ラシテ自衛獨立サシテ往カウナコトニ致シタイ、斯ウ致シマスル趣意ヲ以テマシテ本案ヲ提出致シマシタ、左様致シマスルニハ其歳入歳出別途ノ經費ト致シテ、特別會計ヲ設置スルノ必要ガアルト云フコトカラ致シマシテ、本案ヲ提出致シマシタ、是ハ内地ノ學校等ノ例ト同様デアリマスルカラシテ、何卒御協賛ヲ願ヒタイノデアリマス

○議長(大岡育造君) 別ニ御質問ガナケレバ、日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ニ移リマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○恆松隆慶君 本案モ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
〔異議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決定シマス 日程第五乃至第七ハ同一委員ニ付託シタル關聯ノ案デアリマスカラ、一括シテ議題ニ供シタイと思ヒマス、御異議アリマセマカ
〔異議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナイヤウデアリマスカラ、第五、第六、第七ヲ一括シテ議題ニ供シマス 戸狩權之助君

第五 樺太酒類出港稅法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 明治三十四年法律第十號中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○戸狩權之助君 委員會ノ結果ヲ報告致シマス、本案ノ大體ノ趣意ハ樺太ノ農産

物ヲ利用致シマシテ、燒酎若クハ酒精等ヲ樺太以外ニ輸出ラシテ、サウシテ移民ノ獎勵ヲスルト云フ大體ノ案ニナツテ居リマスガ、是ハ政府當局ト數回質問ヲ致シマシテ其結果、樺太ノ所謂拓殖政策トシテ、最モ必要ト案ト認メマシテ、全會一致ヲ以テ政府案ヲ可決致シテゴザイマス、ソレカラ尙此出港ニ稅ヲ課スルノテアルカラシテ、多額ノ税金デアリマスガ、若シ出港スル場合ニハ嚴重ニ取締ラ樺太長官ガ責任トシテ此取締ヲ嚴重ニスルトシテ、全然政府案ヲ可決シタノデアリマス、即チ此取締ヲ履行スルト云フ條件ノ下ニ政府案全體ヲ全會一致ヲ以テ可決シマシタ、ソレカラ其次ノ第六ノ日程ニ上ツテ居リマス工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正法律案、是モ第一案ガ決定シマシタ、其結果ニ依ツテ、此工業用酒精ノ戻稅法ノ改正ガ必要デアリマシテ、是モ政府案通りニ贊成致シマシタ、第七ノ明治三十四年法律第十號中改正法律案、是モ自然ノ結果、第一條、第二條ニ改正ヲ加ヘテ造石稅ノ下ニ出港稅ト云フ文字ヲ加ヘタケテデアリマス、總テ政府案ヲ可決致シマシタ、此段報告致シマス

○恆松隆慶君 本案ハ三案共皆聯關シタ問題デアリマス、一括シテ議題トナシ直ニ二讀會ヲ開キ、讀會ノ順序ヲ略シテ委員長報告通り決セラレシコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

樺太酒類出港稅法案

工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正法律案

明治三十四年法律第十號中改正法律案

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ三案共ニ讀會ヲ省略シテ可決確定致シマシタ

○日程第八、保險業法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長小川平吉君

第八 保險業法中改正法律案(政府提出)

(小川平吉君登壇)

(拍手起ル)

○小川平吉君 保險業法中改正法律案ノ結果ヲ御報告致シマス、本案ハ昨年商法及非訟事件手續法ノ改正ガアリマシタノデ、之ニ對スル調和ヲ圖ルコト、並ニ保險業法制定以來、保險事業ノ發達ニ伴ヒマシテ、或ハ監督上ニ於テ不完全ナル點ヲ發見シ、又保險業者ノ事業經營上ニ不便ヲ感ズル點ヲ發見致シマシタガタメニ、是等ノ點ニ向テ改正ヲ加ヘテ、他ノ法律ニ此調和ヲ圖ルト同時ニ保險事業ニ對スル監督ヲ嚴重ニ致シ、會社ノ基礎ヲ鞏固ニ致シマシテ、以テ被保險人ノ權利ヲ保護スルト云フコトガ、大體ノ眼目デアリ此目ノニ從ツテ改正ヲセラレテ居リマス、デアリマス、委員會ニ於テハ會議ヲ開クコト六回、頗ル綿密ナル質問、討論ガゴザイマシタ、其六回ノ間ニハ數回ノ秘密會ヲモ開キマシタ、慎重ニ審議ヲ致シマシタル末ニ御手許ニ同シテデアリマスル如ク、第四條、第二十條、第八十六條、第一百二十二條ノ三此四箇所ニ向テ修正ヲ加ヘマシタガ、細カイトハ速記録ニ於テ御覽ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、第四條ハ生命保險ニ付テ再保險ヲ爲スコトヲ許スコトニ修正ヲ致シタ、テゴザイマス、是ハ特別ニ法律ニ規定致シマセヌケレバ、生命保險會社ニ於テ再保險ヲスルコトガ出來ナイノデアリマス、再保險ヲスルコトノ規定ヲ新設ケマシタノデアリマス、其外ノ點ハ此相互會社ノ支配人ノ專任及代理權ノ消滅ノ登記等ノコトデアリマシテ、茲ニ申上ゲルノハ却テクダラシイコトデアラウト考ヘマス、略シマシテ、書類ニ就テ御覽ヲ願フコトニ致シマ

ス、茲ニ特ニ一言申上ゲテ置ク必要ノアリマスルコトハ、彼ノ外國ノ會社ニ關係スルコトデアリマス、保險業法ニ於テハ外國ノ保險會社ニ關スル取締ハ別ニ勅令ヲ以テ規定スルコトニナツテ居リマス、ソレカラ今國內地ニ於ケル保險業者ニ對スル取締ノ規定ガ修正ナリマシタニ付キマシテハ、此外國ノ保險會社ニ對シテ如何ニスルカト云フコトガ、委員會ノ問題ニナリマシタノデアリマス、此事ニ付テ段々政府ニ質問、應答致シマシタル結果、此外國ノ保險會社ノコトニ付テハ別段ノ外國トノ間ニ條約其他ノ關係ニ依ツテ束縛ヲ受ケテ居ラレナイノデアルト云フコトガ明カニナリマシタ、且又此內地ノ保險業者ニ對スル取締ノ規則ヲ改正シタニ付テハ外國ノ會社ニ對シテモ、彼ニ寛ク内地ニ於テノ嚴重ニスルト云フヤウナコトハナク、其均衡ヲ保ツヤウニスルト云フコトノ政府ノ言明ガゴザイマシタカラ、此外國會社ニ對スル取締ノ點ニ付テハ政府ノ言明ニ信賴致シマシテ、他日此勅令ノ改正ガアルト云フコトヲ期待致シマシテ、原案ヲ贊成致シマシタ、次第デアリマス、ソレカラ又此修正案以外ノコトニ付テハ總テ政府提出ノ原案ヲ贊成スルコトニ致シマシタノデアリマス、之ニ付テ一ノ希望ガアリマシタノデアリマス、其希望ハ唯今申上ゲマシタル外國ノ保險會社ニ對シテハ勅令ヲ以テ規定ラシテ居ルノデアリマスガ、是ハ法律ノ統一上カラ見マスルト、甚ダ餘リ好マシイコトデアリナイカラシテ、ドウカ政府ニ於テハ機會ヲ見テ外國ノ保險會社ニ對スル取締モ同ク保險業法ノ中ニ規定シテ、以テ法ノ統一ヲ圖ラシテ居ラシテ希望スルト云フ發議ガゴザイマシテ、委員會ハ是亦全會一致ヲ以テ此希望ヲ附帶シテ、而シテ原案ヲ可決致シマシタ、次第デアリマス、終リニ臨ンデチヨット申上ゲテ置キマス、此委員會ニ於テハ六回總議シテ委員會ヲ開キマシタノデアリマス、委員會諸君ハ悉ク熱心ニ御勉強デ、毎回大多數ノ御出席ガアリマシタノデアリマス、此段特ニ御報告申上ゲテ置キマス

○恆松隆慶君 本案ハ此改正ハ頗ル適當ナ良案ト思ヒマス、無論諸君ニ異論ハナイト思ヒマス、直ニ二讀會ヲ開キ、サウシテ讀會省略テ確定セラレシコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ハナイト認メマス、因テ本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

保險業法中改正法律案(政府提出)

○議長(大岡育造君) 更ニ御異議ガナイト認メマス、カラ委員長報告通り可決確定シタルコトヲ宣告致シマス

○日程第九、第十此二案ハ同一委員ニ付託シタル關聯ノ案デアリマス、之ヲ一括シテ議題ニ付シテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ第九、第十ヲ一括シテ議題ニ供シマス、委員長塚田啓太郎君

第九 臘虎臘脚獸獵獲禁止ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第十 臘虎臘脚獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

(塚田啓太郎君登壇)

(拍手スル者アリ)

臘虎臘脚獸獵獲禁止ニ關スル法律案(政府提出)

臘虎臘脚獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル法律案(政府提出)

○塚田啓太郎君 臘肭獸獵獲禁止ニ關スル法律案ト、臘肭獸獵獲業者等ニ對シテ交付金下付ニ關スル法律案ハ、相關聯致シテ居ル法律案アリマスカラ、兩案ヲ一括致シマシテ四回委員會ヲ開イテ、農商務、大藏、兩省ノ政府委員ヨリ詳細ナル說明ヲ聽キマシテ、本案ハ諸君ノ御承知ノ通り臘肭獸、臘肭獸等ノ繁殖ノタメニ日、英、米、露、四箇國ノ間ニ締結シテ條約ニ基キテ提出致シマシテ法律案アリマスカラ、特ニ外務大臣ノ出席ヲ求メテ、公會及秘密會ヲ開イテ、詳細說明ヲ聽キマシテノデアリマス、而シテ北緯三十度以北ノ太平洋ニ於テ臘肭獸、臘肭獸ノ獲獲ヲ禁ジ、帝國ノ海岸ヨリ三海里以外ノ海面ニ於テ、臘肭獸ノ獲獲ヲ禁ズルノハ最モ必要ナルト認メマシテ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ原案ノ通り可決致シマシテ、(恆松隆慶君 議長ト呼フ「マダ」ト呼フ者アリ 笑聲起ル「謹聽」ト呼フ者アリ) 次ニ此臘肭獸、臘肭獸業者ニ對シテ交付金ニ關スル法律案ニ付キマシテハ、前法律案ニ附隨スル當然ノ結果ヨリ出マシタモノデアリマスカラ、大體ニ於テ異議ノアル譯ハアリマセヌ、一箇ノ修正説ガ出マシテ、其修正説ノ一ツハ第二條ノ中ノ「測量士ニ在リテハ其ノ十割」トアルヲ「十二割」ト修正スルト「其ノ他ノ船員ニ在リテハ其ノ七割以内」トアルヲ「十割」ト修正スルト云フ説アリマシタカ、此説ハ不幸ニシテ成立致シマセヌデアリマシタ、其他ノ修正説ハ第六條中「前項ノ廻送ヲ爲ササル者ハ交付金ヲ受クルコトヲ得ス」トアル次ニ但書ヲ加ヘマシテ「但主務大臣ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認メタルトキハ此限ニアラス」ト云フコトヲ加ヘルト云フ修正説アリマシタ、此修正説ハ滿場一致ヲ贊成ヲ得テ可決致シマシタ、此修正以外ノ條項ハ總テ原案ノ通りニ可決致シマシタ、ヤハリ此兩案トモ委員會諸君ハ大熱心ヲ以テ調査シテ與レマシテ(笑聲起ル) 誠ニ満足ノ至リデアリマス、此段モ併セテ御報告致シマス(拍手スル者アリ、笑聲起ル)

○議長(大岡育造君) 本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ諮リマス

○恆松隆慶君 直ニ二讀會ヲ開キ、讀會ノ順序ヲ略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス

○藏原惟郭君 直ニ修正意見ガアリマス

○議長(大岡育造君) 藏原君、暫ク御待チ下サイ修正ナラバ——二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ諮リマス、直ニ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ直ニ二讀會ヲ開キマス、議案全部ヲ議題ト致シマス——藏原惟郭君

臘肭獸獵獲業者等ニ對シテ交付金下付ニ關スル法律案 第二讀會

(藏原惟郭君登壇)

(拍手起ル「臘肭獸ニ付テ居ル」ト呼フ者アリ、笑聲起ル)

○藏原惟郭君 諸君、私ハ臘肭獸、臘肭獸獵獲業者ニ對シテ交付金下付ニ關スル法律案中第二條ノ中ノ第一項即チ「前條第一項第一號ニ該當スル者ニ對シテハ一年ノ認定獵獲物賣拂代金ノ五割」トアルヲ「三割」ト修正致シマス、二項「前條第一項第二號ニ該當スル者ニ對シテハ明治四十四年十二月十五日以前ニ於ケル該所有物ノ認定價額ノ七割」トアルヲ「四割」ト修正致シマス、三項「前條第一項第二號又ハ第四號ニ該當スル者ニ對シテハ各其ノ一年ノ認定收入額ニ依リ船長及測量士ニ在リテハ其ノ十割」トアルヲ「十二割」ト修正致シマス、此段モ併セテ御報告致シマス

割以内」トアルヲ「十割以内」ト修正スル意見ヲ提出スルノデアリマス、而シテ諸君、此修正ヲ爲ス所以ノモノハ、此法律案ハ餘リ船主ニ重キヲ措イテ、下等船員ニ薄キガ故デアリマス、御承知ノ通り總テ此船主ナル者ニ對シテハ、其所有船ニ於テハ相當ノ保護金ガ與ヘラレテ、而シテ其保護金ハ一噸ニ付テ十八圓以上二十三圓ト云フ割合ヲ以テ、交付金ヲ政府ヨリ授ケラレテ居ルノデアリマス、其他此銃獵ニ依テ多大ナル利益ヲ得テ居ルト云フコトモ事實デアアル、而シテ此船主等ハ殆ド十一人ハカリテ、之ヲ占メテ居リマスルガ、是等ノ多クハ皆數十萬圓ノ財產ヲ所有シテ居ルトコロノ立派ナル商人デアリマス、立派ナル銃獵業者デアアル、斯様ナル次第デアアルガ故ニ、之ヲ保護スルト云フコトハ十分是マデ爲シテ居ル、而シテ此法律案ノ性質ナルモノハ、其精神ヲ問ヘバ決シテ之ハ此損害ニ對スル賠償デナクシテ、是ヨリ生ズル——此法律案ヨリ自然生ジテ轉業、其他ノ業務モ從事スルニ困難ナルトコロノ船員或ハ測量士或ハ銃手等ノ其衣食ヲ助ケルガタメニ其轉職ヲ保護スルガタメニ、授ケルトコロノ是ハ救濟ノ精神ヲ以テ設ケラレタル法律案デアアルトハ、政府委員ガ委員會ニ於テ明カニ辯明スルトコロデアリマス、故ニ此法律案ハ決シテ賠償ノ趣意ニ依テ立ツトコロノ法律案ニアラスシテ、救濟ノ精神ニ基クトコロノ法律案デアアル、其救濟ノ精神ヲ達スルタメニハ、最モ此困難ニ迫リツ、アルトコロノ銃獵手、若クハ船長、若クハ測量士、若クハ此船員等ニ在ルト云フコトハ、ツレハ賭易キ事實デアリマス、而モ是等ノ多クノ此船員等ハ、皆船主ヨリ若干ノ金ヲ毎年々々其銃獵期ニ先ダテ貸借ラシテ居ルトコロノ者デアアル、是等ノ貸借ナルモノハ、即チ其年ノ其獵得ノ利益、獵獲ノ其結果ニ依テ、之ヲ差引カレ、之ヲ返還スルト云フ趣意目的ヲ以テ貸附ケルトコロノ船主モ承知ラシ、之ヲ借ルトコロノ船員其他モ承知ラシテ居ル云フヤウナ次第デアリマス、而シテ此借金ハ既ニ殆ド十有何名、殆ド二十名ニ近イ者ハ即チ船主ヨリ訴訟ヲ起サレテ、裁判沙汰トナシテ居ルヤウナ次第デアアルデアリマス、政府委員ハ是等ニ對シテハ何ト考ヘルカト云フコトヲ、私ハ委員會ニ於テ質問シタラバ、借金ノコト、此法案トハ何等ノ關係ガナイカラ少シモ知ラヌ、左様ナコトハ土臺此全體愛ニ關係アルモノデハナイト云フ冷淡ナル返答デアリマシタケレドモ、徐々ニ諸君冷靜ニ此問題ヲ研究スルナラバ、即チ此借金ノ問題ハ自然此臘肭獸、臘肭獸ニ從事スルコトヲ禁止スル法律案ノ性質ハ、即チ彼等ノ營業ヲ奪ツタノデアアル、彼等ノ營業ヲ奪ツタノハ即チ彼等ガ其働キタルトコロノ結果ニ依ツテ、其借金ヲ返還スルトコロノ途ヲ杜絶シタモノデアアルカラ、即チ此法律案ノ結果、禁止法律案ノ結果ハ彼等ニ一大打擊ヲ與ヘテ、彼等ハ遂ニ之ヲ返還スルノ途ヲ今日ハ失ウテ居ルノデアリマス、故ニ直接ニ此度ノ所謂交付金ノ下付ニ付テ、是等ノ彼等ノ貸借上ノ問題ヲ直ニ是ハ保護スルト云フヤウナコトハ、固ヨリ爲シ得ザルコトデアルケレドモ、彼等ノ借金ニ對シテ其返法ノ付クヤウナ途ヲ開イテヤルト云フコトハ、相當ナコトデアアル、然ルニ彼等ノ即チ一年ノ稼高ノ平均價額ニ依ツテ、此下付金ヲ與ヘル、救濟スルト云フコトハ、到底彼等ノ借金ヲ返ストコロデハナイ、彼等ニ下付金ガアルガタメニ、却テ船主即チ金主ノ督責甚ダ急ニシテ、而シテ彼等ハ益、窮境ニ陥ルト云フコトハ、鏡ニ懸ケテ見ルヤウナコトデアアル、明カナル事實デアアル、斯様ナ事柄ニ彼等ヲ陥ラシメテ、果シテ此百二十萬圓ノ大金ヲ彼等ニ下付スル救濟ノ目的ヲ達スルト云フ此法律案ノ精神ヲ貫徹セシメ、徹底セシメ得ルト諸君ハ之ヲ思考セラル、デアラウカ、斷シテ私ハサウ云フ次第デハナイト云フコトハ御同感デアラウト思フデアリマス、ツレ故ニ彼等ハ其上ニ彼等ノ生涯ノ海ノタメニ費サレテ居ルノデアアル、彼等ノ生涯ハ此臘肭獸、臘肭獸銃獵ノタメニ捧ケラレテ居ル、而モ政府ハ獎勵ニ獎勵ヲ加ヘテ、而シテ今日ニ至ラシメテ、遂ニ其結果、彼等ノ業ヲ奪ヒ、彼等ヲシテ

途方ニ迷ハシムルニ至ツテ、彼等ハ今日轉業ノ途ガナイ、而シテ此轉業ノ途ヲ失フ者ハ
 統繼手、若クハ測量士、若クハ船員デ、是等ノ悉ク皆其途ニ窮シ、其職ヲ失フ譯デア
 ル、政府委員ノ答辯スルトコロニ據ルト、此船長ノ如キ、測量士ノ如キ、其他船員ノ如
 キハ、如何ナル場所ニモ、即チ其職ニ就ク途ガアルト云フケレドモ、事實ハ然ラズ、未ダ
 曾テ一人モ法律案ノ禁止ガ出テ以來、一人トシテ職ヲ得タ者ハナイ、船長トシテ他ノ
 船ニ船長タリシ者ハ一人モナイ、船員トシテ他ノ船ニ船員タル者ハ一人モナイト云フヤ
 ウナ、憐レナ彼等ハ境遇ニ呻吟シツ、アルノデアリマス、今日有ツテ明日ヲ知ラザルトコロ
 ノ困窮ニ陥ルトコロノ彼等ヲ救フトコロノ此法律案ノ精神目的ハ、徹底スルトコロガ出來
 ナイト云フコトハ、即チ船主ニ厚クシテ此船員其他下級ノ之ニ從業スルトコロノ者ハ薄
 イト云フコトガ、此法律ノ大缺點アルガ故ニ、私ハ更ニ進シテ此百十二万圓ヲ百六十
 万圓ニモシタイト云フ意見ハアルケレドモ、今日ノ日本ノ財政ニ於テハ許サナイガ故ニ、
 以下ノ者ニ、其交付ノ額ヲ増スト云フコトハ當然ノコトアルガ故ニ、私ハ茲ニ修正意
 見ヲ提出シタ所以アルノデアリマス、諸君、此趣意精神ニ依ツテ願クバ此下級ナル者ノ
 苦ム者ヲ憐ム一片ノ同情ノ勃起シテ諸君ガ此案ヲ修正スルトニ贊成セラル、コトヲ希
 望シマス、然レドモ諸君最後ニ私ハ一言セザルヲ得又政友會ノ諸君ハ多クハ必ズ贊成セ
 ヌデアラウト思フ(「ヒヤ、」)而モ此案ハ甚ダ委員會ニ於テ一言ノ異議ヲ與ヘルトコロ
 ナク、全然政府案ヲ贊成シテ何等恥アルトコロナキガ如キハ、果シテ堂々タル國士ヲ以テ
 任スルトコロノ諸君ノ公平ナル態度アルカ、私ハ甚ダ疑ハザルヲ得、諸君他日我案
 ニ贊成セラルルノ秋ガ來ルコトヲ思ハルデアラウ、是レ私ガ修正案ヲ提出スル所以デア
 リマス

○三浦覺一君 私共ハ原案ニ贊成致スモノデアリマスガ、唯今藏原君ハ……
 ○議長(大岡育造君) チョット三浦君、御待子下サイ、反對ナラバ唯今ノ藏原君ノ修
 正動議ハマダ順序ヲ履ンデ居リマセウ

〔贊成々々〕ノ聲起ル
 ○議長(大岡育造君) 贊成者二十八人ヲ要シマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル
 ○議長(大岡育造君) 成規ノ贊成者ガアリト認メマス、三浦覺一君

○三浦覺一君 藏原君ノ修正案ハ私ハ反對スルノデアリマス、下級船員ヲ憐ムノ情ニ
 於テハ、本員ト雖モ決シテ藏原君ニ讓ラヌノデアリマス、藏原君獨リ仁者ヲ氣取ラレマ
 スガ、私ハ藏原君以上ニ船員ノコトニ付テハ心配致シテ居ルノデアリマスケレドモ、今日
 ノ財政上ニ於テ國債ヲ以テマデ此失業者ニ金ヲ補助致ス必要ハナイノデ、失業シタ者ニ
 對スル救濟ノ一端トシテヤル以上ハ、私共大體ニ於テ借錢マデシテヤルベキモノデアナイ
 云フ議論ヲ持ツテ居ルノデアリマス、故ニ其金ガヤリ方ガ多イトカ少イトカ云フヤウナ苦
 情ハ寧ロ餘リ過ギタル望メナイカト思ヒマス、殊ニ營業者若クハ船主ニ厚イト云フコトハ
 申サレバ、何處ヲ以テ藏原君ハ左様ナル不公平ナルコトヲ政府ガヤツテ居ルト仰ツシヤ
 ルノデアリマスガ、私共藏原君ハ獨リ乘組員ノ言バカリヲ聽イテ、船主側ノ言ヲ聽カヌノ
 デナイカト思ヒマス、唯一方ノ話ヲ聽ケバ、成程薄イヤウニ感シマスガ知ラヌガ、藏原君
 ハ乘組員ノ話バカリヲ聽イテ、船主ノ話ヲ聽カヌノデアリマセウ、若シ船主側ノ話ヲ聽イ
 タナラバ、モット吳レト云フカモ知レヌ、私共左様ナコトハ政府ニ信賴シテ政府ガ適當ト
 認メテ案ヲ持テ居ル以上ハ、之ニ信賴スルノガ適當ナリト思フノデアル、敢テ吾々ハ憐

レナル人ニ對シテ殘酷ナルコトヲ致スノデアナイ、左様ナル憐レナル者ニ向シテ同情スルト云
 フコトハ決シテ吾々藏原君ニ讓ラヌノデアル、吾々ハ政府案ガ最モ公平ナリト認メテ、此案
 ニ贊成致シマスノデアリマシテ、決シテ藏原君ノ云フ如キ意味ノモノデアナイ、政府ニ於テ
 分配サレタ率ハ最モ公平ナリト吾々ハ認メテ贊成スルノデ、藏原君ノ修正案ニハ反對ヲ
 致シマス

○藏原惟郭君 唯今本員ニ反對ノ演説ガアリマシタガ(同一議案ニ付テニ一度ノ演説
 フ許サヌ)ト云フ者アリ)辯明ヲ致スノデアリマス、何トカ云フ名前デアリマシタネ(「失敬
 ナ」)三浦君ト云フ者アリ)三浦代議士デアリマシテ、船主側ノ意見ヲ聽カヌ、私ガ船
 主側ノ意見ヲ聽カヌシテ、唯船員ノ意見ヲ聽イタト仰ツシヤルガ、私ハ左様ナ譯デアナイ事
 實ガアリマス、例ヘバ茲ニ政府カラ提出セラレテ居ル五十二隻ノ此漁船及附屬器具並ニ
 交付金見積表トアルニ依ツテ見マス、此一隻ガ其新造ノ當時一十七百五十一圓強
 ニ當ツテ居タモノガ、ソレガ即チ禁止以前ニ於ケル額ハドウデアアルカト云フニ、八千三百
 二十圓強ニナツテ居ル、然ルニ禁止後ニ於ケル額ハ幾ラニナルカト云フト、僅ニ千六百六
 十二圓強トナツテ居リマス、斯様ニ多額ニ下落スルト云フコトハナイノデ、其證據ハ何デア
 ルカ、即チ今日遠洋漁業會社ニ於テハ十四隻ノ一此僅ニ一萬圓以上ノ價格ヲ持
 テ居タモノガ、下落シテ千六百圓ニサレタト云フ船ガ、改造セラレテ居ル船ガ十四
 艘アルデアリマセウガ、其價格ニ於テハ決シテ當時ノ價格ヲ失ハザルモノデアル、縦シヤ
 是ガ減タリト雖モ、甚ダ少額ナルモノデアアル、若モ船長側ノ申立ツコトガ事實デアリマ
 スレバ、試ミニ政府ガ是等ヲ皆買上ゲルシタナラバ、千六百圓買上ゲルト云フテ御覽
 ナサイ、彼等ハ必ズ不同意ヲ唱ヘル、禁止前ハ一萬何千圓ノ船ガ禁止後ハ僅ニ千六
 百圓餘デアルト云フコトデアアル、斯様ナ不公平ナル調査ヲ根本トシテ、サウシテ交付金ヲ
 割出シテ不公平ヲ計ルト云フコトニ斷シテ吾々ハ贊成スルトコトガ出來ナイ、又社會モ之ヲ
 許サヌコトヲ私ハ信スル

○議長(大岡育造君) 採決致シマス、藏原君ノ本案ニ付テノ修正説ニ贊成ノ諸君ノ
 起立ヲ求メマス

起立者 少數
 ○議長(大岡育造君) 少數、本案ノ決ヲ採リマス、本案ハ三讀會ヲ省略シテ直ニ可
 決スルニ御異議アリマセウカ

藏虎臘豚獸獵獲禁止ニ關スル法律案 確定議
 臘虎臘豚獸獵獲業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル法律案 確定議
 〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ委員長修正通リ可決致シマシタ、次ハ日程
 第十一、農工銀行法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、理事三浦覺一君

第十一 農工銀行法中改正法律案(粕谷 第一讀會ノ續(委員長)
 義三君外二名提出)

〔三浦覺一君登壇〕

○三浦覺一君 委員長ニ代リマシテ農工銀行法中改正法律案ノ委員會ノ結果ヲ報
 告致シマス、此案ニ付キマシテハ慎重ニ委員會ハ審議ヲ致シマシタ、實ハ提出者ノ意見
 モ聽キマシタシ、又政府當局ノ意見モ聽キマシタトコロガ、政府ニ於テモ此案ハ今日ノ時
 勢ニ於テ最モ適當ナル修正デアルト云フコトニ於テ、此修正ニ政府ニ於テモ贊成ヲ表セ
 ラレタノデアリマスガ、唯文字ニ於キマシテ修正ヲ致シマシタ、ソレハ修正ハ致シマシタガ、

官報號外 明治四十五年三月十五日 衆議院議事速記録第二十號
 臘虎臘豚獸獵獲禁止ニ關スル法律案 確定議 臘虎臘豚獸獵獲業者等ニ對スル交
 付金下付ニ關スル法律案 確定議 農工銀行法中改正法律案 第一讀會ヲ續

趣意ニ於テハ少シモ變リマセヌノテゴザイマシテ、五十圓以内ト云フ字ヲ明カニ致シマシ
 テ「前項株式ノ金額ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ限リ之ヲ五十圓迄トス」ト
 フ得「斯ウ修正致シテアリマス、唯文字カ少シ増シタケテアツテ、意味ニ於テハ提出
 者ノ意味ト少シモ變リマセヌ、唯大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ、五十圓マデ株
 金ヲ増スコトヲ得ト云フ意味ニ於テ修正致シマシタノテゴザイマス、是ハ少シノ異議モゴ
 ザイマセヌ、滿場一致ヲ以テ委員會ニ於テ可決致シマシタ次第テゴザイマス、滿場ノ諸
 君ノ御贊成ヲ得テ切ニ本案ノ成立セシムコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君 本案ハ別ニ異論ハナイ問題ヲラウト思ヒマス、讀會ヲ省略シテ委員長
 報告通リ可決確定セラレシムコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

農工銀行法中改正法律案 確定議

○議長(大岡育造君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 御異議ナシト認メマス、因テ讀會ヲ省略シテ委員長ノ報告通
 リ可決確定致シマシタ、日程第十二、家畜市場法中改正法律案、第一讀會ノ續、白
 石義郎君

第十二 家畜市場法中改正法律案(漆昌)

白石義郎君登壇

巖君提出

○白石義郎君 御報告致シマス、此案ハ最も簡單ナル案テゴザイマスカラ簡單ニ修正
 シタトコロ申述ベマス、提出ノ箇條ハ二ツ修正シャウト云フノテ、現行法ノ第一ハ家畜
 市場ハ從來東京ニアツテ、東京府知事ノ監督ノ下ニ行フコトニナツテ居リマシタガ、ソレ
 デハ取締カ不十分ナルカラ警視總監ノ監督ニ任スト云フノガ第一、第二ハ同法ノ第
 七條一項家畜ノ買賣交換ヲ業トスルモノ云々トアリマス、ソレデハ意味ガ餘リニ狹ウ
 ゴザイマシテ、例ヘバ博勞ノ如キモノガ鑑札ヲ一時返納スレバ、直グニ此法律ノ制裁ヲ受
 ケナイコトガ出來ルト云フコトニナツテ、取締ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイカラ、ソレデ家
 畜ニ關スル營業者ト云フヤウニ改メヤウト云フ提案者ノ提出デアッタノテゴザイマス、然ル
 ニ政府委員ハ此第一ノ方ノ警視總監ノ監督ニ改メルト云フコトハ同意シ難イ、其譯ハ
 成ベク斯ウ云フコトハヤハリ警視廳ノ方ニ管轄ヲシナイテ、東京府知事ノ監督ノ下ニ置
 イテオキタイト云フノガ、現行法ノ趣意デアアル、且明治三十九年六月ノ勅令第百二十
 一號ニ於テ東京府知事ガ主管スル事務ニ於テ警察署長ヲ指揮監督スルコトガ出來ル
 ト云フコトニナツテ居リマスカラ、之ヲ利用シテ將來ハ一層家畜市場ノ監督ヲ嚴重ニスル
 カラ、此第一ノ修正ハ見合シテ貴ヒタイ、政府委員ハサウ申ス、第二ノ第七條一項ノ家
 畜ノ買賣交換ヲ業トスルモノト云フコトノ不明瞭デアルト云フコトハ、政府委員モ認メ
 カラ、是改正ニ同意スル、併ナガラ提案者ノ提出シタ如ク家畜ノ營業ニ關スルモノト云フ
 ノテハ、餘リ漠然デアアルカラ此修正案アル通リ家畜ノ買賣交換又ハ其周旋ヲ業トス
 ルモノ若クハ特ニ販賣ヲ目的トスルモノト云フコトニ改メタイ、サウスレバ政府モ此改正
 ニ同意スルト云フコトヲ提案者ハ少シク是ダケテハ希望ニ副ハナイトコロモアルケレドモ、
 併シ強テ十分ヲ望ムテ政府ガ反對シテ、此不十分ナル現行法ガ長ク行ハレテアルヤウナ
 コトデハ、却テ不便デアアルカラ一步ヲ讓ツテ、サウシテ政府ガ嚴重ニ監督スルト云フ言明ニ
 信賴シマシテ、御手許ニ配付シタ通リノ修正案ニ満足スルト云フコトデ、滿場一致ヲ以
 テ此修正案ノ通リ確定シタ次第テゴザイマス、ドウカ御贊成アラレンコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君 本案ハ委員長報告通リ讀會ヲ省略シテ確定セラレシムコトヲ望ミマス
 ○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

家畜市場法中改正法律案 確定議

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ恆松君動議ノ通リ讀會ヲ省略シテ委員長
 報告ノ通リ可決確定致シマシタ、日程第十三、鑛業法中改正法律案、第一讀會ノ續
 フ開キマス、理事武滿義雄君

第十三 鑛業法中改正法律案(武滿義雄)

武滿義雄君登壇

巖君提出

○武滿義雄君 唯今問題ニナリマシタル鑛業法中改正法律案ニ付キマシテ、委員長
 ニ代リ説明ヲ致シマス、本案ニ付キマシテハ兩度程委員會ヲ開カレマシテ、シマヒノ日ニ討
 議ノ末、滿場一致ヲ以テ本案ノ通リ可決確定致シマシタ、其經過ノ大要ヲ簡單ニ御
 話申上ケヤウト思ヒマス、政府ノ方デハ今日マテ同意ガ致兼スル、此天然瓦斯即チ
 石油瓦斯外ニ鑛業法ノ上ニ於テ認メル程ノコトモナイ、是ガ一ツ、又一面ニハ斯ウ云フ
 コトモ言ハレル、之ヲ規定スル却テ發達シ掛ツテ居ル此瓦斯ヲ利用スルコトノ事業ノ
 發達ヲ阻礙スル、要點ハ此二ツデアアルヤウデアリマスケレドモ、是ハ自家撞著デアラウト私
 ハ思フノテ、一面ニハ石油瓦斯ノ外ノ瓦斯ハマダ著シイモノガナイト云ヒナガラ、一面ニ於
 テ此ノ如キ改正ヲナセバ、此瓦斯事業ノ發達ヲ阻礙スルコト云フコトハ、即チ自家撞著ヲ
 盾シタル御意見ト私ハ考ヘルノデアリマス、ソレハ御承知ノ如ク鑛業法ニ於テ鑛物
 一ト見マスレバ、鑛業法ニ於テ試掘アリマス、採掘ノ出願ヲシテ、其權利ヲ得ナケレバナ
 ス、從ツテ又鑛區稅、鑛產稅ヲ課セラレルト云フ結果ニナルモノデアリマスカラ、御承
 ノ發達ヲ阻礙スルコト云フ意見デアラウト思ヒマス、併ナガラ鑛區稅申シマシテモ、御承
 知ノ通り最低五千坪デアアル、千坪毎ニ試掘ガ三十錢、採掘ガ六十錢デアアル、前者ハ五
 千坪ト致シマスレバ一圓五十錢ノ課稅デアアル、後者ハ六十錢ト致シマスレバ二圓ノ課稅
 デアリマスデアリマス、此ノ如キ金高デ其事業ヲ阻礙ヲスルト云フコトハ私ハナカラウ
 思フ、又多少手數ハゴザイマセウケレドモ、自分ノ權利ヲ確保スルト云フ上カラ云ツテ、
 其勞ト其費トハ惜マヌデアラウト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ此鑛
 業法其物ハ未ダ不完全ナルトコロモ多イケレドモ、是モ不完全ナル一トシテ追加改正ヲ
 シタ方ガ宜カラウト云フコトノ意見ノ下ニ滿場異議ナク、一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタヤ
 ウナ次第デアリマスカラ、本案ニ於テモ滿場一致ヲ以テ可決アラシムコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君 本案モ委員長報告通リ讀會ヲ省略シテ確定セラレシムコトヲ望ミマス、
 政府ハ反對シテモ……

(政府委員磯部正春君登壇)

○政府委員(磯部正春君) 此修正案ハ天然瓦斯即チ普通ニ稱シテ沼瓦斯ト申シマ
 スモノヲ鑛業法中ノ鑛物中ニ加ヘテ、石油瓦斯ト同一ニ取扱ツテ貴ヒタイ、斯ウ云フ趣
 旨デアリマス、而シテ其沼瓦斯ナルモノハ今日ドウ云フ風ニナツテ居ルカト申シマス、土
 地所有者ノ土地所有權ノ當然ノ效果トシテ、井ヲ掘ツテ水ヲ取ルト同様ニ自分ノ所有
 地内ニ小サナ井ヲ掘ツテ、天然瓦斯ヲ取ツテ居ル位ノ程度デアリマス、土地使用者ガ自由
 ニ取リ得テ居リマス、然ルニ之ヲ鑛業法ノ鑛物ニ入レルコトニナレバ、土地所有權ノ效
 果トシテ受ケ得テ居ル利益ノ一定ノ制限ヲ受ケルコトニナリマス、ソレモ此沼瓦斯ナルモノ
 ハ十分ニ發達シ得ル見込ナルモノデアレバ、是ハ別論デアリマスガ、此沼瓦斯ナルモノハ

學理上或ニ實際ニ於テモ、石油瓦斯ト違フテ、多大ノ發達ヲ爲ス程度ノモノナリ、即チ今日ノ狀態ニ留保シテ置クノガ、却テ實際ニ適應スルノデアリマス、ノミナラズ(政府ニ贊成ト呼フ者アリ)之ヲ鑛業法ノ鑛物トスレバ、唯今武滿君カラモ御話ノアツタ通り、却テ瓦斯採取業者ガ迷惑ヲ受ケルコトニナリマス、故ニ本案ニハ反對デアリマス

〔採決ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 採決致シマス、本案ハ恆松君動議ノ如ク讀會ヲ省略シテ、可決確定スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

鑛業法中改正法律案

確定議

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無クレバ、恆松君動議ノ如ク決シマシタ、日程第十四、國有土地森林原野下戻法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長古賀庸藏君

第十四 國有土地森林原野下戻法中改正法律案(岡田泰藏君外一名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

〔古賀庸藏君登壇〕

○古賀庸藏君 唯今問題トナリマシタ、國有土地森林原野下戻法中改正法律案ノ委員會ノ經過結果ヲ御報告シマス、本案ハ第一條第一項ノ次(前項)ノ土地森林原野ニ於テ主產物ヲ採取シタル者ハ所有ノ事實アリタルモノト看做ス但ヒ他ノ所有者アリト認ムヘキ證據アルモノハ此限ニ在ラス、斯ウニ云フ一項ヲ加ヘテ、從來主產物ヲ自由ニ採取致シタルコトノ者ハ、土地ノ所有者ト看做スト云フコトニ致サウト云フ改正案デアリマス、然ルニ之ニ付テ政府意見トシテハ、此改正ニハ同意ガ致シ難イ、其同意シ難イ趣旨ハ多クアルケレドモ、一ニテ舉ゲテ云ハ、元來與ラベカラザル者ニ與ヘルト云フヤウナ結果ヲ來シ、又土地ノ地上權ニ於テ從來採取シテ居タル者ガ、其部分ノ收益ヲ分納スルニ止マルモノデ、苟モ土地ノ所有權ト云フモノニ對シテハ、地租ナルモノヲ納ムノ證ガナケレバ所有權トハ行カナイモノデアアル、又第二ニ於テハ從來ノ行政裁判所ノ裁判ニ於テ右様ノモノハ、決シテ所有權ヲ與ヘテナイ、若シ此法律案ガ成立スル場合ニ於テハ、ソレ等ニ對シテモ甚ク權衡ヲ得ナイ次第デアアル、其他段々反對ノ理由ハアリマスガ、要スルニ此案ニ對シテ同意ガ致シ難イト云フコトデアリマス、ソレヨリ政府委員トモ質問、應答ノ末、委員會ニ於テハ多數ノ同意ヲ以テ、本案ヲ可決スルコトニナリマシタカラ、此段御報告致シマス

○議長(大岡育造君) 本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ諮リマス

○恆松隆慶君 政府ハ反對ノ意見ヲ述ベラレテアラウト、待設ケマシタガ、述ベラレマセヌ、是ハ讀會ヲ省略シテ確定セラレレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

國有土地森林原野下戻法中改正法律案

確定議

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無クレバ讀會ヲ省略シテ、直ニ委員長報告通リ可決確定致シマシタ、日程第十五、汽船「トロール」漁業取締ニ關スル建議案、提出者河上英君

第十五 汽船「トロール」漁業取締ニ關スル建議案(河上英君外三名提出)

汽船「トロール」漁業取締ニ關スル建議案

政府ハ曩ニ遠洋漁業獎勵法ニ依リ汽船「トロール」漁業ノ獎勵ヲ爲シタル以來此ノ業ノ發展ハ驚クヘク進歩シ政府ノ許可ヲ與ヘラレタルモノヲ將ニ百隻ニ至ラムトス蓋政府ノ主旨ハ遠洋ニ於ケル漁業ヲ獎勵スルニ在リト雖 近來其ノ主旨ヲ守ラス從來沿岸漁民カ唯一ノ寶庫資源ト爲セル近海ニ侵入シ漁場ヲ攪拌シ魚獲ヲ亂獲シ見ル處漁場ヲ荒廢ニ歸セシメ遂ニ一般漁民ノ生活難ヲ訴ヘシムルニ至ル政府モ茲ニ見ルトコアリ之カ取締ヲ爲サントスト雖雲煙萬里ノ洋中ニ於テ殊ニ暗夜襲來傍若無人ノ暴行ヲ爲スニ至リテハ尋常ノ手段ノ取締ヲ爲スヘキモノニ非サレハ政府ハ宜シク左記ノ各項ヲ斟酌シ取締規則ノ改正ヲ爲シ極メテ嚴重ニ之ヲ厲行シ沿岸漁民救濟ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

- 一 禁漁區域ヲ擴大スルコト
- 二 漁船ノ噸數ヲ二百噸以上ト爲スコト
- 三 違犯者ハ直ニ許可ヲ取消シ尙罰金刑ノ外體刑ノ處罰ヲ爲スコト
- 四 水雷艇水雷驅逐艦ヲ以テ常ニ取締ヲ爲スコト
- 五 碇泊港ヲ長崎、下關、敦賀、東京ニ限定シ碇泊港ニ漁業監督官ヲ特設シ「トロール」ノ漁獲セル魚獲ヲ調査シ魚類ノ區別ニ依リ禁止區域ニ於ケル操業ノ事蹟ヲ檢査スルコト
- 六 漁船ノ煙突ハ赤色トシ船名番號ハ船體兩側ノ中央ヘ黑色ニテ船名ハ平假名番號ハ日本數字ニテ明記シ遠距離ニ於テ容易ニ識別セララル様ニ爲スコト
- 七 禁止區域外ヨリ碇泊港ニ航行スル航路ヲ一定スルコト
- 八 「トロール」船ニシテ操業後魚類販賣ノ爲碇泊港ヘ航行スルモノニ對シテハ適宜ノ場所例セハ山口縣ノ見島、長崎縣ノ對馬、壹岐、五島ノ如キ場所ニ漁業監督官ヲ定置シ網ニ封印ヲ爲サシメ尙通行證明書ヲ付與シ碇泊港ニ於テハ漁業監督官ヲシテ航行中ニ於テ禁止區域ヲ侵セルモノノ取調ニ資スルコト
- 九 違犯者ハ營業主ヲ處罰スルノ外尙船長漁撈長ニ左ノ處罰ヲ加フルコト
 - 初犯ハ二箇年間免狀ヲ停止スルコト
 - 再犯以上ハ免狀ヲ沒收スルコト
- 十 漁業取締規則第九條ヲ改正シ漁船ヲ沒收スルコトト爲スコト

右建議ス

○河上英君 唯今問題ニ上リマシタ、汽船「トロール」漁業取締ニ關スル建議案デアリマスガ、是ハ私ガ提出致シマシタノデ、他ニ三人ノ同志者ガアリマス、ソレデアリ、此書面ニモ明カニシテアリマシテ、既諸君ノ御手許ヘハ回ッテ居リマスカラ、御熟讀下スツタモノト信ジテ居リマス、詰リ「トロール」汽船ガ今日如何ナル狀態デアアルカト云フコトヲ申上ゲマシタナラバ、此「トロール」汽船ノ起リマシタノハ、嚮ニ政府ガ遠洋ノ漁業ヲ獎勵スルコト云フ趣意ニ起ツタデアリマス、殆ド此案ハ舶來的ノモノデアッタ、日本テ遠洋ノ漁業ガ未熟デアリマスカラ、ドウカ之ヲ盛シニシテヤリタイト云フ方針カラ起ツタデアリマスカラ、ソレ

ハ宜シイ、何モ遠洋漁業ガ惡ルイト云フノデアリマセヌ、然ルニ此獎勵ヲスルト云フ方針ガ妙ナ結果ニナツタノデアリマス、當業者モ獎勵ノ意思ヲ守リマシテ、自分ノ權限内テ働キヲスルノハ、何モ惡ルイコトハアリマス、所ガ其實ハドウデアアルカト云フト、サウデナインデアリマス、今日ハ此漁民ガ最モ大切ニ寶庫トシテ居ル利源トシテ居ルトコロノ近海ノ漁場ニ侵入スルノデアリマス、是ガ即チ此建議ヲシタ問題ノ骨子デアリマス、何モ此汽船ガ惡ルイ、之ヲ排斥スルト云フコトヲ一概ニ申スノデアリマセヌ、所テ此現狀ヲ見マシテ如何ニモ不都合極ク話デアアル、ドウシテモ之ニ對スルトコロノ取締ヲ必要トスルノデアリマスガ、其取締ト云フコトハ政府モ氣付キマシテ、既ニ此汽船ニ向テ取締ノ方法ヲ定メテ、之ヲ履行スルト云フ考ハアルデアリマセウ、アリマセウケレドモ御承知ノ如ク海上ノコトハ、何分雲煙萬里、鵬際晴行九萬天、何所ニドウヤウナ島ガアルカ、何所ニドウヤウナ漁場ガアルカ、分ラナイトコロノ茫漠タル間、殊ニ夜間進行シマシテ、サウシテ漁場ヲ荒シテ逃ゲルト云フヤウナコトハ甚以テ不都合極ク話デアリマセウ、今日日本ノ漁民ハ幾百万ト云フ多數ノ漁民ガ居リマシテ、此漁民ガ漁場ヲドウ考ヘテ居ルカト云フト、丁度農民ガ田畑ニ於ケルガ如ク、又商法ヲシマスルハガ商店ニ於ケルガ如ク、工業者ガ工場ニ於ケルガ如ク、少シモ相離ルベカラサル大切ナル關係ヲ持ッテ居ル、古來因襲入シク如何ニモ我畑、我田トシテ愛シテ、計畫シ、アル、且又彼等ガ平生ノ業體ハドウデアリマスガ、唯一葉ノ舟ニ乘リマシテ、アノ大ナル海洋ニ浮シテ、一生懸命ニ自分ノ渡世ヲシツ、アルノデアリマセヌカ、生命ヲ賭シテ自分ノ生活ヲ計ルト云フモノハ、恐クハ他ニ此漁業ノ外ニハナイト云フモ宜シイ位ノモノデアリマス、誠ニ可憐ナルモノデアアル、惘然ナルモノデアアル、茲ニ誠ニ可憐ナルトコロノ小禽ガ居リマシテ、自分が買ッテ飼フ漁ッテ居ル、之ヲ驚カ出テ一摘ミニ掴ンダトカ、或ハ又小獸ガ一ツノ餌ニ有ッテ居ルノヲ猛獸ガ出テ之ヲ奪ッテ逃ゲマシタレバ、御互ノ感シハドウ云フ感ガスルノデアリマセウ、實ハ可哀サウナ次第デアアル、唯今ノ有様カラ見マシテ、汽船「トロール」此「トロール」ノ船ハ近海ニ侵入シテ、近頃ハドウモ實ニ驚クベキ暴行ヲシテ居ルノデアリマス、到處サウデアアル、現ニ此間福岡縣ノ如キ、僅ナル渡世ヲシテ、粒々辛苦ヲシテ居ルトコロノ漁民ガ其モノ、漁場ニ入ッテ荒ラシマスルカラシマシテハ、遂ニ暴動ヲ起ス、一同團體ヲ組ンテサウシテ縣廳ニ迫ル、現ニ此節ハ又鹿兒島アタリカラ報道ガアリマスルトコロニ依リマス、鹿兒島ノ近海ニモ近頃亂入シテ來タト云フヤウナ次第デアリマス、縣廳ニモ照會シテ、知事ハワレガタメニ東京ニ上ルトカ、或ハ私ナドノ方面ニ於キマシテモ、サウデアリマセケレドモ、漁民ハ大ニ此「トロール」汽船ノ害ヲ逞ウスルニ付キマシテハ、甚ダ困ッテ居ルノデアリマス、之ニ對シマシテ其取締ヲ一ツシテ貰ヒタイ、斯ウ云フノデアリマス、所ガ一説ニ依リマスト此「トロール」汽船ガ起ッテ以來、魚肉ガ非常ニ廉價ニナツタ、一般ノ人ガ用ユルニハ非常ニ便利デアアル、斯ウ云フヤウナコトヲ唱ヘルハモ亦アルケレドモ、何シロ五千万人ノ國民ガ唯「トロール」汽船ノ漁獲物ヲ以テマシテ安價ナル魚ヲ食ヒ得ルト云フモノ、是ハマア事實ニ於テドウ云フモノデアリマセウカ、ソレハ幾分ハアルカモ知レマセヌ、併ナガラ其廉價魚肉ヲ食フト云フノハ即チ吾々ノ取締ヲ履行シテ貰フト云フ方面カラ之ヲ見マシタラバ、漁民ノ肉ヲ食フト云フコトニナルノデアアル、魚肉ノ安價ナルハ宜シイケレドモ、漁民ハツレナラ如何ナル方法ニ依ッテ此食ハレル危害ヲ防グノデアリマス、實ニ氣ノ毒ナ話デアアル、又モウ一ツ言葉ヲ換ヘマス、チャント法律ヲ制定シテアル、己ノ區域ト云フモノガ定ッテ居ル所テ、横暴ニモ取締ガ出來ナイト云フコトヲ奇貨トシテ、之ニ侵入スルト云フ如キハ、殆ド白晝ニ強盜ヲスルト云フテモ宜イ位ノモノデアラウト私ハ信ズル、少シク言ガ過激ニナツテ、或ハ御氣ニ障ル御方ガアルカモ知レマセヌケレドモ、兎ニ角ニ此問題ハ漁民ニ

取リマシテハ非常ナル關係ヲ持ッテ居ルノデアリマス、ソコテ政府ハ之ニ對シテ如何ナルヲ持ッテ居ルカ、定規ハ茲ニ拵ヘテアルケレドモ、其定規ヲ實地ニ應用スルコトガ出來ナイノガ、今日ノ狀態デアリマスカラ、ドウカ御取締ノ方法ヲ講シマシテ、十分ナル研究ヲシテ、此ノ如キ悲惨ナル狀態ノ無イヤニスルノガ、即チ政府ノ最モ務ムベキトコロノデアアラウト私ハ信ジテ居ルノデアリマス、現ニ唯今前席ニ於キマシテモ、臘虎、臘虎ノ問題ノ如キハ如何デアアル、是モ亦失業者ヲ保護スルトコロノ案デアリマセウ、此漁民ガ若シ此ノ如キコトヲ放任シテ置キマシタ以上ハ、必ズ是ハ失業者ノデアアル、現ニ今失業シツ、アルノガアル、何レノ方面カラ見マシテモ、國家トシテ斯様ナル亂暴ナルコトヲサセマシテ、之ヲ默認シテ居ルト云フコトハ、甚ダ不穩當ナル話デアリマス、之ヲ履行シマスルニモ、免ニ角申上ゲタ如クニ廣イ海ノ上テ到底之ヲ履行シ得ナイト云フヤウナ次第デアリマスルカ、此方法トシマシテハ曩ニ諸君ニ御同シテ置キマシタ書面中ニ一ヨリ十マデ、チャント列舉シテアリマス、之ヲ斟酌致シマシテ、又此外ニモ段々政府ニ於キマシテ取調ベマシタレバ、良法モ出ルカモ知レマセヌガ、吾々ガ今日希望シテ居リマスノハ、先ヅ此モノヲ土臺ト致シマシテ、宜シク之ニ對スル取締ヲシテ貰ハナクテハ、唯今ノ行キナリテ置キマシタレバ、如何ナルコトガ起ッテ來マイニモ限ラヌデアアル、現ニ今起リツ、アルノデアリマスカラ、ドウカ宜シク諸君ニ於キマシテモ此案ヲ御玩味下サリマシテ、十分ナル取締ヲ付ケテ漁民ノ救濟ヲシテ貰ハヌト、今日テハ甚ダ困リテ居ル狀態デアリマスカラ、其邊ハドウカ此願意ヲ御採納下サツテ、委員等モ置カレレデアリマセウカラ、御研究ノ上テ相當ナル御處置ノアランコトヲ偏ニ希望致シマス、チヨツト此案ヲ一言致シテ置クノデアリマス(拍手起ル)

○ 恆松隆慶君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ請ヒマス

○ 議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○ 議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第十六ハ提出者ヨリ延期ノ申出ガアリマス、之ヲ許可シテ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○ 議長(大岡育造君) 異議ナケレバ延期ニ決シマシタ、日程第十七、鹿兒島開港ノ建議案、提出者山岡國吉君

第十七 鹿兒島開港ノ建議案(山岡國吉君外七名提出)

鹿兒島開港ノ建議案

鹿兒島開港ノ建議案

鹿兒島九州ノ南端ニ位シ沖繩臺灣滿清朝鮮ニ對スル貿易ノ樞軸タルヘキ地位ニ在リ天然ノ良港ニ加アリニ往年ノ築港ヲ以テシ近年又肥薩鐵道ノ全通ニ因リテ内外ノ取引船舶ノ出入益其ノ繁盛ヲ致シ明治四十二年ニ於ケル出入船舶總噸數約二百十五萬噸貨物約四千萬噸ノ巨額ニ達セリ若夫レ宮崎線西薩線兩鐵道其ノ他ノ交通機關開通スルニ到ラハ本港カ内外貿易上ニ占ムル地位更ニ幾倍ノ重キヲ加フヘキハ蓋疑ヲ容ルルノ餘地ナケム然ルニ此ノ地未タ開港ニ至ラサルヲ以テ稅關ノ手續上貨物船ヲ他ノ開港ニ寄航セシメサルヘカラル爲妙カラサル時日勞費トテ徒消セシムルノ結果貿易上ニ打擊ヲ與ヘ産業ノ發達ヲ阻害スルコト頗ル大ナリ是レ單ニ一地方ノ事ニ非スシテ實ニ國家ノ一大緊急問題タリ依テ政府ハ速ニ之ヲ開港シテ如上ノ障礙ヲ除キ以テ益產業ノ發達貿易ノ伸張ヲ圖ラムコトヲ望ム

右建議ス

〔山岡國吉君登壇〕

○山岡國吉君 私ハ唯今議題ニ供セラレテアリマスルコロノ鹿兒島開港ノ建議案ノ理由ヲ述ベマス、極ク簡單ニ致シマス、御承知ノ通り鹿兒島港ハ九州ノ南端ニゴザイマス...

○恆松隆慶君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恆松隆慶君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シ...

第十八 小松島港修築ニ關スル建議案(大久保弁太郎君外二名提出)

小松島港修築ニ關スル建議案

小松島港修築ニ關スル建議案

四國ノ地四圍海ヲ以テ繞ラシ物資ニ富ムト雖比較的ニ海岸線長カラス從テ其港亦多カラス爲ニ阪神其ノ他本州各地ト四國內地トノ聯絡並物資ノ集散ハ僅ニ德島港及小松島港ニ依ルノ外ナシ現ニ兩港カ吞吐スル物資ノ統計ニ徴スルモ最近一箇年間ノ累計ハ實ニ一千六百八十餘萬圓ノ巨額ニ達シ旅客亦之ニ準スレトモ兩港共未タ施設アルナク一ニ津田河港ヲ利用セルモ同港ハ單ニ德島市ニ至ルニ水利アリト云フニ過キスシテ水深定ラス毎時暴風雨ノ襲來甚シク港灣トシテ論スルコトキハ價値多カラサルニ反シ小松島港ハ天然良港ノ資質ヲ有スルモ不幸ニシテ物資ノ集散地タル德島市ト二里餘ヲ距テ而モ陸上ノ輸送機關ハ闕如タルモノアリシヲ以テ十分ノ利用ヲ取テスルコト能ハサリシナリ然ルニ近ク本年末ニ於テ德島鐵道ノ開通セムトスルアリ之ニ伴ヒ同港ノ陸上輸送機關完ク備リ茲ニ一新紀元ヲ劃シ從來不完全ヲ忍ビテ強テ津田河港ヲ經テ德島市ニ至ラムトセシ船舶ハ競フテ小松島港ニ據ルヘキハ

炳然タリ而モ此ノ優良ナル港灣モ全然地形ヲ利用スルニ止マルヲ以テ更ニ適當ナル修築ヲ加フルニ於テハ正ニ四國唯一ノ良港タルヲ失ハサルノミナラス帝國産業ノ發達ニ資スル所蓋鮮少ナラサルヘシ故ニ政府ハ相當ナル調査ヲ遂ケ速ニ該港修築ノ經費ヲ爲サムコトヲ望ム

○大久保弁太郎君 我が建議ヲ致シマシタ小松島港修築ニ關スル大體ヲ申上ケマス、世ノ發展ト進運ニ伴ヒマシテ、四國南部ト本州大阪、神戸トヲ聯絡致シマスル四國ノ東門トスルコロノ港灣ガ必要ト相成リマシタノデゴザイマス、此小松島港ハ德島市ヲ隔リマスルコト、東南七哩ノ所、勝浦郡小松島町デゴザイマス、此港灣ハ西南ト東ハ陸地デアツテ、北東ヨリ入海ニ相成ツテ、海底ハ深ウゴザイマシテ、天然ノ港灣ヲ爲シテ居ルノデゴザイマス、從來德島線ハ津田港ト申ス河港ヲ利用致シテ、大阪、神戸ヘ出入ヲ致シマスルガ、本港ハ即チ有名ナルコロノ吉野川ノ下流デゴザイマシテ、多少ノ水害或ハ風雨ノタメニ土砂ヲ押込ミマシテ、甚ダ交通ガ困難デアリマス、尙此四國鐵道ノ延長即チ落成ガ近キニアリマスガ、德島全體ニナリマセズ、長港ガゴザイマセヌケレバ延ビテ高知ニ至リマシテモ、即チ高知カラ鐵道ニ關シテ出マスルモノハ港灣ヲ要スルノデゴザイマス、又延ビテハ愛媛縣及九州南部ニマデ及ヒマスルノデ、此小松島港ヲ早ク改築ノ計畫ヲ致シマスルコトガ、最モ必要ト相成リマシタノデ、ドウカ諸君ノ御贊成ヲ蒙リタイノデゴザイマス、詳シイコトハ委員會ニ於テ説明ヲ致シマスル譯デゴザイマス

○恆松隆慶君 本案ハ前ノ第十七鹿兒島開港ノ建議案ト同一委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

川ガ流レテ居ル時代ニ於ケル利根川デアリマシテ、其遺物デアリマシテ、故ニ武藏ノ國ノ北東ニ位スルトコロノ全部ノ平面ヲ流ル、其水ヲ集メテ茲ニ集注シテ、東京灣ニ注ガモノデアリマスガ故ニ、其流域タルヤ實ニ大ナルモノデアリマシテ、四十二方里以上ニ及シテ居ルデアリマス、茲ニ諸君特ニ御記憶ヲ願ヒタイノハ、此川ガ四十二年ノ臨時治水會ニ於キマシテハ内務省ノ調査不十分ニ致シテ、其流域ヲ二十六方里餘ニ致シマシタメニ當時此河川ヲ全國ニ於ケル順位ニ於テ第十九番目ニ致シテ、之ヲ認メタノデアリマス、所ガ本員等之ヲ實況ニ就テ能ク調査ヲ致シテ見マスルト云フト、五方里五六九ハカリノ面積ト云フモノ即チ町歩ニ致シマスレバ八千六百町歩以上ノ面積ト云フモノヲ此流域カラ落脱ヲ致シテ居ルデアリマス、爲ニ前ニ内務省ニ設置シタル臨時調査會ノトキニ於テハ、十九番目ニ落テテ居ルデアリマス、併ナカラ唯今申上ゲタ

落脱地ヲ——此方里ヲ前ノモノニ加ヘマスレバ、本川ノ流域平面區域ト云フモノハ四十二方里四二二及ブデアリマシテ、彼ノ治水會ニ於テ決定ヲ致シテ、現ニ第一期川ニ加ヘテ居ル青森縣ノ岩木川ノ上位ニ立ツデアリマシテ、明カニ全國ニ於テ第十

五番ノ地位ヲ占メルトコロノ河川デアリマス、故ニ之ヲ正當ノ順序カラ申シマスレバ、確ニ第一期川ニ加ハルベキトコロノ河川デアリマス、併シ其當時ニ於テハ順位ノ低カリシト共ニ此東京附近ニ於テハ荒川及江戸川渡眞瀨川ノ如キ河身改修ガ第一期川トシテ行ハル、ガ故ニ、尙此河川ヲ加ヘテハ如何ニモ一地方ニ偏スルト云フノ理由ノ下ニ是ハ第二期川ニ編入サレタノデアリマシテ、是等ハ又相當ノ理由ト私共モ

信ズルデアリマス、然ルニ此所ニ改修ノ速成ヲ私建議致シマスル所以ノモノハ、他ニ大ナル理由ガアルデアリマス、ソレハ本川ハ此度荒川ノ改修ニ伴フ自然ノ結果ト致シテ、自然ノ必要上、一面ニハ江戸川ノ改修ニ伴フ自然ノ必要上、本川ハ兩川ノ關係上、或ハ自カノ力ニ依ラズ、他動ノ二殆ト半數以上ハ改修サレントスルノ狀況ガアルデアリマス、ソレハ諸君モ御承知デアリカ存シマセヌガ、荒川ノ改修ニ伴フ必要上トシテ、本川ノ下流ハ平井村以東ト云フモノハ、自然ニ改修セシムル結果ニナルデアリ、即チ荒川ノ費用ヲ以テ之ヲ改修スル譯ニナルデアリ、ソレニ續イテ尙江戸川ノ改修ヲナスタメニ此川ノ中部ニ向ツテ一大變化ヲ來サナケレバナラス、デアラウト思フ、然ラバ此川ハ自身ノ力ニ依ツテ改修セザルモ、他ノ改修ノ必要上、此過半ヲ改修セザル得ザル結果ニ相成ルデアラウト思フデアリ、而シテ一度政府ガ下流ニセヨ、中流以下ニセヨ、此改修ノナス一於テハ、自然ノ道理トシテ全川ノ改修計畫ヲ立テネバナラヌノデアリマスカラ、此全川ノ改修計畫ノ立ツ場合ニ於テ、全部ノ改修ヲナスト云フコトハ、國家ノ冗費ヲ省キ、再度ノ手數ヲ省クト云フコトニ於テ、最モ利益デアリ、殊ニ前來申上ゲタ通り此川ノ氾濫タルヤ、大害アルガタメニ東京郡部及埼玉縣ニ於テモ、特ニ此改修ニハ注意ヲ致スノデアリマシテ、埼玉縣ニ於テハ、縣費ヲ以テ近頃二年計畫ニ於テ二十二万圓以上ノ改修ヲ此所ニ致シテ居ル、其沿岸ノ組合團體ニ於テ協議費ヲ以テ費シテ居ルモノモ非常ナ額デアリマス、此ノ如ク人民ガ一日モ此改修此疏通ヲ忽セシザルトコロノ河川デアアルガ故ニ、前ノ如ク政府ガ一度此改修設計ヲ定メテ、而シテ自然ノ結果トシテ半數以上ノ部分ヲ改修セラル、ニ於テハ、此時ニ於テ之ヲ關係人民ニ全部ノ改修ヲ計リマスレバ、今ノ方針即チ第一期川ト云フガ如キ方針以外ニ於テ、又相當ノ便宜方法ヲ以テ此改修ヲ容易ニ爲スコトノ利便ヲ得ルコトガ出來ルト信ズルデアリマス、ソレガタメニ此事實ニ此際ニ於テ政府ガ適スベカラズシテ、著手スベキトコロノ方法デアツテ、而シテ之ヲ以テ沿岸ノ殖産ヲ興シ此帝都ノ側面ヨリ襲來スベキトコロノ洪水ヲ防グノ利益ガ

ゴザリマスガ故ニ、之ヲ速成セシムルノ建議案ヲ出シタ理由トゴザイマス、尙細カイコトハ委員會ニ於テ述ベルコトニ致シマスガ、大體ハ右様ナ次第デアリマスカラ、御贊成ヲ仰ギマス

○恆松隆慶君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ託サレンコトヲ望ミマス
○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシテ、日程第二十、海外貿易振興ニ關スル建議案、提出者恆松隆慶君——東武君

第二十 海外貿易振興ニ關スル建議案(恆松隆慶君外五名提出)

海外貿易振興ニ關スル建議案

日露戰役以來國家ノ債務漸ク多キヲ加ヘ國民ノ負擔又其ノ重キニ苦ムノ狀ナキニ非ス我カ財政ノ基礎ヲ鞏クシ經濟ノ調和ヲ計ルハ目下朝野ノ等ク焦心措ク能ハサル所ナリ加之戰後ノ經營未タ全ク成ラス國防充實ノ急務一日モ忽諸ニ附スヘカラスモノアリ此ノ際ニ當リ刻下ノ悲運ヲ救フ策ハ我カ海外貿易ノ振興ヲ計ルヨリ急ナルハナシ

願レハ現今我カ輸出貿易ノ増進遲々タルモノアリ是レ一ニハ粗製濫造ノ結果我カ商品ノ信用漸ク地ニ墜テ外國模造品隆々トシテ其ノ勢力ヲ増大シ我カ販路ヲ杜絶スルニ因ル若今ニ於テ矯正振作ノ途ヲ講セムハ我カ輸出貿易品ハ遂ニ全然歐米市場ヨリ驅逐セララルノ悲境ニ陥ラムモ知ルヘカラス豈塞心セサルヘケムヤ故ニ政府ハ鋭意邁進海外貿易ノ振興ヲ劃策セラレムコトヲ望ム

(東武君登壇)

○東武君 此案ハ貴族院ニ於キマシテ、百三十六名ノ多數ヲ以テ貴族院デハ全會一致ヲ以テ通過シタル建議案デアリマス、而シテ此案ノ首唱者ハ實ハ貴族院ガ發動デアリマシテ、彼ノ生産事業ニ最モ有名ナルトコロノ、前田正名君ガ昨年一昨年一回歐羅巴ヲ漫遊致シマシテ、親シク歐羅巴ノ生産事業ノ著シク進歩シタル狀況ヲ見マシテ、歸來我帝國ノ産業狀態ノ振ハズ、海外貿易ノ不振ナルコトヲ慨嘆サレマシテ、此議會ヲ利用致シマシテ、上院ト下院ニ於キマシテ絶對大多數ヲ以テ此國民ノ一大輿論ヲ喚起シタイト云フコトノ熱望カラ出タ建議案デアツテ、頗ル大切ナ案デアリマス、此事ニ付キマシテハ私ガ代リテ此所ニ說明ヲスルヤウナ譯デアリマス、私共モ先生ノ頗ル熱心ナルトコロノ我帝國ノ前途ヲ憂フルトコロノ熱烈ナル考ガ遊ツテ、此建議案ニナツタノデアリマス、此提出建議案ノ内容ハ頗ル多端ナモノデアリマシテ、此所デ一々說明スルコト云フコトハ時間モ餘裕ガアリマセヌカラシテ、私ハ此所デ省クコトニ致シマスガ、概要ハ申上ゲンケレバナラヌデアリマス、私ハ諸君ニ對シテ此演壇ニ立ツテ辯論ヲ諸君ヲ煩ハスト云フコトハ甚ダ好マナイデアリマスガ、私ガ此演壇ニ立ツテ責任ヲ盡スガ上ニ於キマシテ、少シハカリ申上ゲンケレバナラヌ次第デアリマス、我帝國ノ海外貿易ノ狀態ハドウデア

ルカト申シマスルト云フト、昨年、一昨年ノ如キハ、毎年輸入超過ニ至リマシテ、殆ド昨年ノ如キハ六千八百萬圓ト云フヤウナ巨額ナルトコロノ輸入超過ヲ來シテ居ルノデアリマス、又既往十年間ノ回顧シテ見マスルト云フト、連歲又モ輸入超過、又モ輸入超過、金貨濫出ト云フコトハ、殆ド際限ガナイト云フ状態ニテ居リマス、此儘ニ我帝國ノ前途ガ進ミ行ツタラバ、如何ニ成行クデアラウカ、之ニ付キマシテハ豫算委員會ニ於キマシテモ、本會議ニ於キマシテモ、屢々其問題ハ關ハシタノデアリマスガ、併ナガラ未ダ具體的ノ成案ト云フモノハ我政府ニモアリマセズ、吾々ハ又曾テ閣下コトハ出來ナイノデアリマスガ、大藏大臣ハ此點ニ付キマシテ本會議ニ於テ財政ノ方針ヲ演說サレマシタトキニドウ云フコトヲ申サレテ居ルカト云フト、成ベク生産ヲ振興シテ、國力ノ充實ヲ圖ルヨリ他ニ策ハナイト云フテ居リマス、又豫算委員會於テモ成申詔書ヲ奉體シテ勤儉力行ヲシテ、以テ此類勢ヲ挽回スルヨリ外策ガナイト云フコトヲ申サレマシタ、極メテ概括的ノ意見デアリマスガ、若シ此儘ニシテ此前途ヲ經過スルコトニナツタラバ、私ハ我帝國ノ前途ハ頗ル寒心ニ堪ヘザルコト、考ヘマス、而シテ正貨ハ流出スル、兌換券ノ基礎ヲ危クスルト云フヤウナコトモアリマスルケレドモ、是等ノコトニ付テハ免ニ角國論ヲ起シマシテ、此場合我帝國ノ國民全體ガ力ヲ協セテ、此輸入防遏ニ對スルコトヲ方法ヲ講ズルト云フコトハ、國家ノ急務デアリマスマイカ、ツレガタメニ本案ヲ提出致シタノデアリマスガ、倍此輸入防止ト云フコトニナリマシテ、其底止スルトコロヲ知ラヌモノヲ之ヲ防グニハ、如何ナル方法ヲ用井ルカト云フト、積極的防止、消極的防止、此ニ途ヨリ外ハナイト思フ、積極的ト云フハ何デアアルカト云フト、總テノ制度ヲ改善致シマシテ、サウシテ總テノ生産事業ヲ發達セシムルカ、又或ハ海外貿易ノ統一機關ヲ設ケルカ、總テノ其邊ノ制度ヲ改善スルト云フコトニ歸著スルノデアリマス、モウ一ツ根源ニ遡レバ、教育ノ改良ト云フコトニモナリ、社會道德ノ改善ト云フコトニモナルノデアリマスガ、一面又消極的ニ輸入防止ヲ考ヘマスルト、國民ガ舉ツテ奢侈ヲ防グ、輸入品ハ多ク使ハヌ、外國品ヲ多ク使ハヌト云フコトヲシテ、舉國一致此方面ニ向ツタラバ、ドウデアリマセウカ、一人ガ一圓ツ、外國輸入品ヲ使ハヌトシテモ、五千萬圓ト云フ金ハ直ニ此外國輸入ト云フコトヲ防グコトニナリマス、試ニ見マスルト朝野ヲ舉ゲテ奢侈ノ沿ヤトシテ殆ド底止スル所ヲ知ラヌ、下女デモ「ダイヤモンド」ヲ指環ヲ嵌メナケレバ、裝飾ニナラヌト云フ次第デアル、或ハ小學校ノ子供ガ海老茶袴ニ要スル「カシミヤ」地ノ輸入ハ、殆ド二百萬圓以上ニナツテ居リマス、是等ノ弊風ヲ去リマシテ、御互ニ華ヲ去リ、實ニ就クト云フ方針ヲ執リマシタナラバ、五千萬圓乃至六千萬圓ハ輸入超過ヲ防グコトハ、易キタルコト、思フノデアリマス、此點ニ於テ我前田正名君ハ頗ル心配ヲシテ、一ノ建議案ヲ提出シタノデアリマスガ、餘リ長ク諸君ノ清聴ヲ煩ハスニ堪ヘマセウカ、茲ニ細カナコトヲ説明スルコトヲ避ケマシテ、大體ニ付テノ筆記ガアリマスカラ、之ヲ議長ニ請ヒマシテ、速記録ニ掲載ヲ願ヒタイト云フ考デアリマス、ドウカ左様御承知ヲ願ヒマス

(參照)

海外貿易振興ノ方法ヲ根本的ニ解說セントセハ其意義極メテ廣汎ニシテ其問題亦甚タ多岐ニ涉リ或ハ法制教育ノ改善或ハ幣制交通ノ革新等論スヘキモノ一ニシテ足ラス今務メテ之ヲ直接關係アル二三ノ要點ニ止メ其方案ヲ説カンカ

第一 歐洲ニ於テ日本新古美術展覽會開催ノコト

- 一 歐洲ノ一都府ヲ撰ミ毎年一回我新古品展覽會ヲ開催シ世界ニ比類ナキ我國ノ歴史及美術等ノ發達淵源及我國文明ノ真髓ヲ紹介シ併セテ彼我專門家ノ接近ヲ計リ智識ノ交換ヲ爲スコト
- 一 前項ノ展覽會ニハ開催地ニ存在スル我古美術品ヲ蒐集出品セシメ我國ヨリハ新作品ヲ精撰シテ之レニ出陳スルコト
- 一 我國斯業ノ專門家ヲ派シ出品物ノ鑑定及説明ヲ爲サシメ歴史上ヨリ製品ノ由緒緣起並ニ其製品ト歴史、製品ニ對スル製作者ノ真意及製品ニ存スル寓意、風俗ト製品ノ變遷進歩我國民ノ禮儀作法ト製品トノ關係ヲ諒解セシメ且是等ノ蒐集品ニ關スル美術及風俗史ヲ各開催地ノ國語ニ編纂シテ普ク其國ハノ我文明ノ卓越セルヲ知ラシムルコト
- 一 以上ノ目的ヲ達スヘキ爲メ一ノ協會ヲ組織スルコト
- 一 重要生産品貿易ニ關スル統一機關ヲ東京ニ設置スルコト
- 一 内外需要物品ノ粗製濫造ヲ嚴督シ商業道德ヲ進歩セシムル爲メ一ノ機關ヲ組織シ海外ニ於ケル我商品ノ信用ヲ恢復シ貿易ノ發展ヲ計ルヘキコト
- 一 統一機關ノ目的ハ純真正確ナル物品ヲ海外ニ紹介シ注文ヲ受ケテ責任的販賣ヲ爲スヘキコト
- 但此組織ニ付テハ尙大ニ研究調査ヲ爲スノ要アリ
- 第二 海外ニ注文品引受所ヲ設置スルコト
- 一 我正確ナル物品ヲ市場ニ紹介シ且責任ヲ以テ注文ニ應スルカ爲メ海外ニ注文引受所ヲ開設スルノ必要アリ而カモ之レト共ニ内ニハ信用スヘキ製造家ノ團體ヲ有スルニアラサレハ目的ヲ達シ難キコト
- 一 外國貿易ハ輸出ノ一方ノミニテ成立スヘキモノニアラス故ニ我國ノ産業發達ノ上ニ於テ必要ノ器械有益ナル發明品等アラハ之レヲ敏速ニ購入シ若シクハ我營業者ニ紹介シ以テ彼我ノ便益ヲ計ルヘキコト
- 第四 從來ノ各府縣共進會並ニ博覽會等ノ改善ヲ計ルコト
- 一 我國ノ經濟及物質的狀態ヨリスレハ外國品ノ輸入ヲ防止シ輸出ノ増加ヲ計リ以テ國際貿易ノ關係ヲ進ムルコト急ナルハナシ故ニ刻下第一ノ要務ハ輸出獎勵ノ方法ヲ考究スルニアルコト固ヨリ論ヲ俟タズ
- 一 然ルニ從來內國ニ開催セル各種ノ博覽會、共進會等ヲ觀ルニ單ニ一時的其地方ヲ繁榮セシムルニ止リ貿易及地方産業獎勵ノ主旨ヨリシテハ常ニ反對ノ結果ヲ見ルヲ遺憾トス又海外ニ開催セラレタル博覽會ニ贊同スルニ際シテモ我出品者ハ國産紹介ノ手段ニ出テスシテ却テ粗製濫造ト商業上ノ德義心ナキコトヲ廣告セルノ觀アリ是レ全ク製造人ニ對スル取締リナク又商業道德ニ重キヲ置カサリシ結果ナルヲ以テ博覽會組織ノ改善ハ一日モ忽諸ニ付スヘカラサルコト
- 一 以上ノ弊害ヲ矯正シ博覽會ヲシテ名實相伴ハシメントスルニハ商業上ノ德義心ヲ進ムヘキ適切ノ機關ヲ備フルヲ急務トス
- 一 而シテ從來ノ如キ時世ニ伴ハサル博覽會共進會ヲ改善シ製造家ヲ督勵シテ内外商業ノ發展ヲ期セントセハ中央ニ全國輸出品々評會、地方ニ一府縣限リノ品評會ヲ開催シ以テ海外貿易振興ノ練習ヲ爲スコト最モ必要ノ施設ナリト信ス
- 以上ハ直接ニ海外貿易ノ振興ヲ爲スヘキ二三ノ方法ヲ舉ケタルノミ今更ニ二三ノ間接ニ關係ヲ有スル問題ヲ説カンカ

第一 外人ト企業ノ共同經營ヲ獎勵スルコト
 東洋ニ於テ我國カ生産上有利ノ地位ニアルハ言フ俟タス而シテ資本ノ缺乏ハ外資輸入ノ急ヲ説ク者ヲ生スルニ至レリ然リト雖モ一國ノ生産ハ其國民カ主動的地位ニアルコトヲ要シ受働的地位ニアルヘカザラサルハ國民經濟上忘ルヘカザラサルコトナリトス是レ企業ニ共同經營ノ必要アル所以ナリ

第二 將來開通スヘキ海外ノ交通路ニ伴フヘキ相當ノ設備ヲ爲スコト
 交通機關ノ發達ハ一日ト其影響ヲ大ニシツ、アリ近クバナマ運河ノ開通ヲ見シカ我國ハ世界ノ通路ニ於ケル五大停車場ヲ有スルニ至ルヘシ此等ノ地ニハ豫メ官民合力シテ旅客ノ運搬ニ付キ又ハ遊覽案内等ニ付キ十分ノ設備ヲナスノ急務アルニアラスヤ

第三 國民風俗ノ改善
 先ツ第一ニ我國ノ外人ニ輕蔑セラル、ハ國民ニ公德心ノ缺如セルト衣服ヲ制ノ定マラサル世界ノ禮節ノ備ハラサル等風俗ノ改善極メテ急要ナルヲ信ス此一事ニシテ備ハラザランカ何ヲ以テ彼我國民ノ交際ヲ進メ利害ヲ共通セシムルヲ得ンヤ當路者深ク此ノ點ニ注意セザルヘカラス

第四 國ノ特色ヲ失フコト
 日本ノ特色ハ氣候ノ溫和、風光ノ絶佳、國民ノ優美、物産ノ豊富ナルニ存ス然ルニ今ヤ漸ク其特色ヲ滅殺シツ、アリ國民ハ日ニ輕薄ニ流レ日本魂ノ光彩已ニ暗ク風景ノ地廢レテ設備亦整ハス又世界ニ卓絶スル工藝織物、陶磁器、漆器、金屬器等ハ今ヤ粗製濫造ニ流レ歐米ニ於ケル模造却テ技術ノ發達ヲ示ス是レ實ニ寒心スヘキニアラスヤ印度支那朝鮮ハ日本工藝ノ祖ナリ然ルニ彼レニ倣ヘル我國ノ採テ以テ自己ノ特産トナシ其師祖タル彼等ハ今日ノ衰境ニ陥レリ般鐵遠カラズ須ラク考慮ヲ要ス凡ソ一國其特長ヲ失フハ國家ノ不幸是レヨリ大ナルハナシ先進諸國ノ此點ニ意ヲ用ユルノ深キ蓋世人想像ノ外ニアリ海外貿易振興ニ關シ留意スヘキ重要ノ點此ニ存ス

第五 遊覽地ノ設備
 全國各地ノ好位置ニ在ル避暑遊藝ノ地並ニ景勝ノ地ヲ選定シ其土地ノ事業トシテ百般ノ設備ヲナサシメ外人ノ遊覽地ト爲スコト瑞西、伊太利ノ如クシ此天然ノ富ヲ利用セザルヘカラス

第六 海運事業
 日本ノ位置已ニ船體ノ如シ優勢ノ海上權ヲ有セザレハ其位置ヲ保ツ能ハサルハ必然ノ理勢ナリトス又日本ハ位置トシテ其收ムヘキ利益ハ悉ク海外ニアリ而カモ一國ノ製産ニハ限リアリ優勢ノ海運業ニヨリ他國ノ物産ヲ以テ己レノ業ト爲サ、ルヘカラス海運業ノ發展ハ貿易ト離ルヘカザラサル關係アリ實ニ一國ノ消長ニ關ス思ハサルヘケンヤ

第七 他國民トノ交際
 平和ノ關係ハ國民間ノ交際ニ俟ツモノ多シ政府ト政府トノ交際固ヨリ親密ナルヲ要スルモ文明ノ進歩ト共ニ更ラニ國民間ノ交際ヲ發達セシメサルヘカラス國民交際ノ敦厚ニ依リ相互ノ利益ヲ増進セシムルノ結果ハ世界ノ平和ヲ確立スルノ基礎タルコトヲ忘ルヘカラス而カモ政府間ノ國際關係ノミヲ以テ其目的ヲ果サントスルハ蓋シ難事ナリ思ハサルヘケンヤ
 以上ノ諸項ハ本問題ニ直間接ノ關係アル所感ヲ述ヘタルニ過キス固ヨリ之ヲ以テ盡クセリト爲スニ非ス政府當局者深ク本問題ヲ講究シ適當ノ措置アラントコト望ム

○恆松隆慶君 本案ハ提出者ヲ代表シテ唯今東君ヨリ述ベラレマシタ如ク、是ハ各派ヲ通シテ提出案デゴザイマシテ、我國ノ輸出貿易ヲ増進スル畫策ヲ政府ハ相當ニ立テラレシコトヲ望ムト云フデアリマシテ、別ニ異論ノナイ問題デアルト思ヒマスカラ、委員ニ付託スルニハ及ヒマセヌカラ、此場合直ニ滿場一致ヲ以テ可決セラレシコトヲ望ミマス
 (贊成々々)ノ聲起ル

○議長(大岡育造君) 恆松君動議ニ御異議アリマセヌカ
 (異議ナシ異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(大岡育造君) 御異議ガアリマセヌカ、本案ニ贊成諸君ノ起立ヲ求メマス
 總起立

○議長(大岡育造君) 滿場一致デス、本案ハ可決致シマシタ、日程第二十一、廢兵優遇ニ關スル建議案、提出者齋藤珪次君

第二十一 廢兵優遇ニ關スル建議案(齋藤珪次君外四名提出)
 廢兵優遇ニ關スル建議案

政府ハ現行制度以上ニ廢兵ヲ優遇スルノ道ヲ定メラレムコトヲ望ム
 右建議ス

(齋藤珪次君登壇)

○齋藤珪次君 重ネテ登壇ヲ致シテ頗ル恐縮デゴザイマスガ、本案ハ國家ノ思人タル廢兵ノ慰安ニ關スル建議案デゴザイマスルカラ、此案ニ對シテ諸君ハ暫ク御請聽ノ御忍ブ願ヒタイト考ヘマス、諸君、廢兵ナルモノハ多數國民ニ代ッテ國家ヲ守ランガタメニ其一身ヲ犧牲トシテ、國家ニ捧ゲテ盡シマシテ自ラ精神ノ志望モ斷チ、將來ノ發達モ止メ、唯徒ニ其希望ナキ殘骸ヲ保チツ、居ル者デアリマス、若シ彼等ヲシテ平和ノ時代ニアリマシタラバ、學問ノ方面ヲ以テナリ或ハ事業ノ方面ニ於テナリツレ、造詣スルトコロガアリマシテ、幸福ナル生活ヲ爲シ、又圓滿ナル家庭ヲ作ッテ、長ク人生ノ樂ミヲ爲シ居ラレタ者ニ違ヒナイデアリマス、然ルニ彼等ハ一朝國難ニ際會致シマシタタメニ義務トシテ其犧牲トナルコトヲ要求セラレ、而モ國家ガ彼等ヲ待ツニ極メテ薄キガタメニ憐レナル貧困ノ生活ヲ爲シ、爲ニ社會ヨリハ擯斥セラレ、ノ傾向ガアリ、親戚故舊ニハ蔑スマレ、兄弟妻子ニモ尙疎ゼラル、ト云フガ如クニシテ、幸福ナル家庭ノ味ヒト云フコトヲ見ルコトモ出來ナイト云フコトデアリマシテ、功アッテ名ガナク、國家ノタメニ盡シテ而シテ國家ノタメニハ盡サレナイデアリマス、果シテ此ノ如クスレバ遂ニ世ヲ厭ヒ、人世ヲ呪フガ如キ極メテ悲惨ノ境遇ヲ送リツ、アルノデアリマス、果シテ此ノ如キモノナリトシマスレバ、是レ國家ノ不祥事デアリマシテ、我戰捷ノ光輝ヲ發シタルトコロノ其根本ヲハ滅却スル、其根本ヲハ滅却シタルモノト申サナケレバナラヌデアリマス、私共ハ未ダ新ニ記憶シテ居リマスル難ノ困難ニ際シマシテ、兵士ガ將ニ戰場ニ向ハントスルトキニ鄉黨ノ輩ハ何ト申シタノデアルカ、即チ之ヲ激勵シテ申スニハ、汝ハ後願ノ憂ヲ爲ス勿レ、汝ノ父兄及汝ノ妻子ヲ以テ念トスル勿レ、唯國家ノタメニ戰死セヨ、我同胞ノタメニ死シテ呉レヨ、ト申シテ戰場ニ送ッタノデアリマス、而シテ此戰場ニアルヤ、國家ハ之ニ死ヲ命ス、而シテ之ニ肯セザレバ國家ハ之ヲ殺スノ權能ヲ持ッテ居ルデアリマス、故ニ愛國、愛國ノ勇士ハ全ク國家ノタメニ盡シタルデアル、然ルニ一朝瘡痍ヲ被リテ後ロニ送ララルヤ、國民モ國家モ之ヲ願ズシテ、之ニ對スル恰モ行路ノ人ノ如ク、爲スト云フガ如キコトアリトセバ、

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス、日程第二十三、北海道醫學專門學校設置ニ關スル建議案、淺羽靖君

第二十三 北海道醫學專門學校設立ニ關スル建議案(淺羽靖君提出)

北海道醫學專門學校設立ニ關スル建議案

北海道ノ拓殖ハ近來大ニ其ノ歩ヲ進メ人口日ニ多キヲ加ヘ百般ノ文物亦漸ク具備シ教育機關ノ如キ農科大學アリ高等商業學校アリト雖醫務衛生ニ關スル學府ニ至テハ全ク之ヲ闕如シ同地ニ醫學專門學校ヲ設クルハ最急務トスル所ナリ依テ政府ハ速ニ之ヲ設立セムコトヲ望ム

右建議ス

○淺羽靖君 簡單デアリマスカラ是ヨリ申上ゲマス、本案ハ年々歳々拓殖ノ案ニ付キマシテ議會ヲ煩ハシ、段々進歩致シ來リマシタ次第デアリマスガ、今日ハドウカ農科大學モ出來、又高等商業學校モ出來、一段進歩ノ實ヲ現ハシマシタ次第デアリマスガ、北海道ノ風土ハ滿洲的ニシテ、互寒ノ地、内地ニ於テ比較スベカラザルモノガゴザイマスガ故ニ、從ツテ醫術等ノ研究、醫師ノ養成ニ付テハ機關ヲ實際ニ必要ヲ見マスル次第デアリマスル故ニ、本建議案ヲ提出致シマス、願フハ贊成アラントラ望ミマス

○恆松隆慶君 本案モ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

第二十四 鐵道建設ニ關スル建議案(吉田虎之助君外一名提出)

鐵道建設ニ關スル建議案

一 滋賀縣下大津市ヨリ分岐シ西近江路ヲ經テ福井縣下敦賀港ニ接續スル鐵道本鐵道ハ交通及軍事上ノ不便ヲ補ヒ利源開發上一日モ闕クヘカラサル線路ナルヲ以テ政府ハ至急調査ヲ遂ケ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

○吉田虎之助君 本建議案ハ二十六議會ニモ建議案トシテ通過致シ、又昨年ハ法律案トシテ敷設法ノ改正案トシテ、本案ヲ通過致シタ案デアリマシテ、詳細ノコトハ先刻御承知下サルコト、考ヘマシテ、爰ニ申シマセヌカ、願フハ直ニ通過サレンコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君 本建議案ハ曩ノ十七ノ日程、鹿兒島開港建議案ト云フ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ曩ノ鹿兒島開港ノ建議案ヲ付託シタ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第二十五、農業金融ニ關スル建議案ヲ議題ト致シ

マ、委員長中倉万次郎君

第二十五 農業金融ニ關スル建議案(恆松隆慶君外九名提出)

○中倉万次郎君 少シ足痛ヲ感シマスカラ、當席ヨリ報告ヲ……

○議長(大岡育造君) 宜シウゴザイマス

○中倉万次郎君 今日日程ニ上リマシタトコロノ農業金融ニ關スル建議案ハ簡單ノ案デアリマスケレドモ、提出者ヨリ提出ノ當時本會ニ於テモ説明致シマシタ通り、此目下地方ノ金融必迫ノタメニ農村ノ困弊ニ陷テ居ルノヲ救フ手段ト致シマシテ、低利ノ資金ヲ潤澤ナラシメ、サウシテ此農家經濟、農業金融ノ圓滿ヲ圖ツテ以テ、産業ノ發展ヲ圖ルト云フコトハ國家經濟ニ取リマシテモ重大ナ案ト云フコトヲ委員會デモ考ヘマシテ、最モ親切ニ慎重ニ數回委員會ヲ開キマシテ、政府當局者モ當局大臣以下政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、提出者ノ意見ノアルトコロモ述べ、又政府ノ意向モ確メマシタガ、政府ニ於キマシテモ此建議案ノ趣意ニ於テハ同意ヲ表スルノミナラス、此問題ニ付テハ政府ニ於テモ多年成ベク此低利資金ノ供給ト云フコトニ付テハ地方ノ便宜ヲ圖リタイト云フコトデ、研究シツ、アルコトデアルト云フコトデアリマス、現在ノ此低利資金ノ運用ト云フコトハ私ノ今茲デ説明セズトモ、諸君モ御承知デアリマスガ、一三二年ノ間此低利資金供給ト云フコトニ政府ニ於テモ手ヲ著ケテ居リマス、四十四年度ニ於キマシテハ即チ二千萬圓ノ金額ヲ融通シテ居ルノデアリマス、其中一千万圓ハ内務省ノ所管ニ係リマスルトコロノ公共團體ニ向ケテアルノデアリマス、又五百万圓ハ農商務省ノ所管ニ係リマスルトコロノ耕地整理或ハ産業組合、水利組合、山林事業ト云フヤウナ方ニ向ケテアリマスルノデ、大藏省ノ所管ニ於テ農工銀行ヲ經テ、此小口ニ運用スルトコロノモノガ、五百万圓ト云フヤウナコトニナツテ居リマスルガ、委員會ニ於キマシテモ成

ベク此低利ノ資金ヲドウカ是以上ニ増額スル方法ガ付カナイカト云フコトガ、第一ノ問デアリマシタ、ソレヨリ又同シ金額ハ假ニ二千万圓ト致シマシテモ、其二千万圓ヲ二千万圓或ハ四千万圓ノ效力アルヤウニ何トカ運用ノ仕方ハナイカト云フヤウナ質問モアリマシタデ、當局者ニ於キマシテモ成ルベク曩ニモ述べタル通り、此資金ヲ増加シタイト云フ考ハアルケレドモ、預金部ノ方ニ於テモ、或ハ勸業債券トカ、興業債券トカ、又ハ治水事業費トカ、鐵道ノ建築改良費ト云フヤウナモノニ、ヤハリ預金部ノ方カラ運用スルト云フコトニナツテ、主トシテ此地方ニ低利ノ資金ヲ運用スルニハ郵便貯金ノ増加ヲ以テ運轉スルコトニナツテ居ル、其郵便貯金ノ増加ハ前年度ニ於キマシテ二千五百萬圓ト云フコトニナツテハ居ル、ソレガ今年度ニ於キマシテハ、ドウカト申シマスルト、マダ年度内デ確カト分

ラヌケレドモ、ドウモ今日マデノ景況ヲ以テ見レバ、ヨリ以上ノ結果ヲ見ルト云フコトハ先ヅムツカシイノデアアル、ソレデイロク、政府ノ方デモ研究致シテ居ルケレドモ、前年度度實行シタダケノ二千万圓ダケハ是非トモ低利資金ノ方ヘ運用シタイト云フコトハ考ヘテ居ルノデアアル、ノミナラス此處デ明言シテモ差支ナイ、又其金ヲ運用ノ仕方ニ依ツテ效力ヲ増スヤウナ方法ニ付テハ或ハ勸業債券、農工債券ト云フモノニ向ツテ、地方デ例ヘハ農工債券ヲ百

万圓ト云フ債券ヲ募ルトスルト、五十萬圓ハ地方遊金ヲ以テ募集スルコトガ出來ルアルト云フコトハ足ラヌト云フコトハ其金ヲ以テ應ジテヤルト云フコトニナレバ、一千万圓ガ二千万圓ノ效力ヲ有スルト云フコトニナルノデアアルガ、ソレ等ニ付テハ今研究中デアツテ何

分其方法ニ付テハ、茲ニ言明スルコトが出来ナイガ、成ベク運用ノ宜シキヲ得テ、此金融ノ圓滿ヲ計リタイト云フコトニ付テハ、専ラ今政究シテ、アルトコロデア、斯ウ云フ答辯ヲ得マシテゴザイマス、其他種々今日金融上ニ付テハ、應答ガアリマシタガ、ソレハ餘リ詳クシクナリマスカラ、速記録ヲ以テ告サン御承知ヲ願ヒマシテ、私ハ之ヲ略シマスガ、右申上ゲマシテ理由ヲ以テ委員會ハ、滿場一致ヲ以テ此建議案ハ、可決スルコトニナリマシタ此段御報告致シマス

○ 恆松隆慶君 委員長報告通り異議ナシ

○ 議長(大岡育造君) 恆松君ノ勸諭委員長報告通り御異議アリマセヌカ

○ 議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ、委員長報告通り可決致シマシタ、日程第二十六、第二十七ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○ 議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ一括シテ議題ト致シマス、第二十六、第二十七、委員長米田穰君

第二十六 金名鐵道建設ニ關スル建議案(米田穰君外四名提出) (委員長報告)

第二十七 鐵道建設ニ關スル建議案(米田穰君外三名提出) (委員長報告)

〔米田穰君登壇〕

○ 米田穰君 會期切迫ノ際簡單ニ報告シマス、此金名鐵道ニ關スル建議案、此委員會ニ於テハ政府當局ノ意見ヲ尋ネタルトコロガ、政府ハ必要ト認メ、目下調査中デアルトノ答辯デアリマス、委員ハ慎重審議ノ未滿場一致ヲ以テ此鐵道ハ是非トモ急速ニ架ケナケレバナラヌモノデアルト云フテ可決致シマシタ、但シ地名變更ガアリマス、上有知「ト云フ名稱ガ美濃町」ト云フコトニ變リマシタ、此點ダケ修正致シマシタ次第デアリマス、次ハ鐵道ニ關スル建議案、此案ハ即チ石川縣下松任町ヨリ鶴來町ヲ經テ河内村ニ到ルト云フ案デアリマス、本鐵道ハ政府モ既ニ必要ノ線デアルト認メラレテ、鐵道網ニモ編入シテ居ラレル位デアルカラ、政府ハ無論同意デアリマス、但シ是ハ私營トシテモ差支ナイダラウト云フ政府ノ答辯デアリマシタケレドモ、委員會ハ免ニ角必要ナ鐵道デアルガ故ニ、是モ前ノ案ト同ク滿場一致ヲ以テ可決致シタ次第デアリマス、ドウゾ諸君モ御贊成アツテ、滿場一致可決アラントヲ希望シマス

○ 恆松隆慶君 委員長報告通り異議ナシ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○ 議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ委員長報告通り兩案トモ可決致シマシタ、日程第二十八、第二十九、第二十八同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○ 議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ日程第二十八、第二十九、第三十八一括シテ議題ト致シマス、委員長水寛人君

第二十八 金澤高等工業學校設立ニ關スル建議案(戸水寛人君提出) (委員長報告)

第二十九 高等工業學校設置ニ關スル建議案(鷲田十三郎君提出) (委員長報告)

第三十 山陰高等農林學校設置ニ關スル建議案(恆松隆慶君提出) (委員長報告)

○ 法學博士戸水寛人君 此席テ報告致シタウゴザイマス、第二十八ノ金澤工業學校設立ニ關スル建議案及其次ノ鷲田君カラ提出セラレタ高等工業學校設置ニ關スル建議案、之ヲ一括シテ報告致シタイノデアリマスガ、之ニ關スル委員會ヲ開キマシタトコロガ、北陸ニ於テ此ノ如キ學校ヲ設置スル必要ガアル、併ナガラ此金澤ト福井トハ土地ガ近寄ツテ居ルカラ、免ニ角財政ノ都合上、一ツダケ設置シタ方ガ宜カラウト云フコトテ、其設置ノ任ニ當ツテ居ルトコロノ政府ガ十分ニ調査ラ遂ケ、十分ニ考慮ラ費サレテ、其場所ヲ定メテ貫ヒタイト云フコトニナツタノデアリマス、ソレテ此二ツノ案ヲ合併致シマシテ、北陸高等工業學校設立ニ關スル建議案ト云フ題目ニ改メテシマヒマシテ、北陸道ノ適當ノ場所ニ設置シテ貫ヒタイト、斯ウ云フコトニ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、即チ修正可決致シタノデアリマス、其次ノ第二十九ノ山陰高等農林學校設置ニ關スル建議案、之ニ關シテ政府委員ノ意向ヲ聞キマシタトコロガ、政府ニ於テハ此ノ如キ學校ヲ山陰道ニ拵ヘル必要ヲ十分ニ認メテ居ルケレドモ、遺憾ナガラ財政上ノ都合直ニ豫算ニ計上スルコトが出来ナイト云フ答デアリマシタ、是モヤハリ全會一致ヲ以テ可決シタノデアリマス、此段御報告申上ゲマス

○ 恆松隆慶君 唯今委員長報告通り二十八、二十九ハ一括シテ更ニ一案トナシテ修正案ガ出テ居リマス、其修正案ノ通り可決アラントヲ望ミマス、第三十ノ山陰高等農林學校設置ニ關スル建議案、是ハ委員長報告通り、何レモ可決アラントヲ望ミマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○ 議長(大岡育造君) 唯今委員長報告ノ通り修正スベキモノハ修正サレテアリマス、此三案トモ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○ 議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ三案トモ可決致シマシタ、日程第三十一、區裁判所設置ニ關スル建議案 委員長安川保次郎君

第三十一 區裁判所設置ニ關スル建議案 (委員長報告)

安川保次郎君 極メテ簡單ナル案デアゴザイマスカラ此席カラ報告致シマス、此問題ノ要旨ハ誠ニ小サイ問題デアゴザイマシテ、長野縣上水内郡神鄉村大字豊野ニ區裁判所出張所ヲ設置シテ登記事務ヲ開始シテ貫ヒタイト云フ案デアゴザイマス、曩ニ提案者ガ此議場ニ於テ此出張所ノ管轄區域ヲ七箇村ト云フコトニ言明シテ置キマシタガ、其後地方ノ狀況ニ付テ取調ベテ見マシレバ、實際現在ノ區裁判所ニ通ケテ一里以上ヲ隔ツテ居ル不便ノ所ハ神鄉村ヲ中心トシテ三箇村デアル故ニ、建議案提出ノ當時ハ七箇村トアリマシタガ、三箇村ニ修正ラシタイト云フコトテ、提案者自ラ委員會テ修正説ヲ出シマシテ、委員會ハ全會一致ヲ可決致シマシタ、而シテ政府ニモ此意見ヲ質シマシタガ唯今政究中デアル、別段ノ反對モナイト云フコトヲ漏シマシタカラ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ修

正ノ通り可決致シタ次第ゴザイマス、此段御報告申上ゲマス
○極松隆慶君 委員長報告通り異議ナシ
○議長(大岡育造君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

○議長(大岡育造君) 委員長報告ノ通り可決致シマシタ、日程第三十二、三十三ハ同一委員ニ付託シ、關聯シタル議案デアリマスカラ、一括シテ議題ニ供スルニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ一括シテ議題トナシマス、日程第三十二、日程第三十三、委員長山口熊野君

第三十二 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰 委員長報告)

第三十三 紀勢鐵道建設ニ關スル建議案(千田軍 委員長報告)

○山口熊野君 此席カラ申上ゲマス、本建議案ニ付キマシテハ委員會ニ於キマシテ、兩案共可決ニナツテ居リマス、ソレカラ委員會ニ於キマシテモ此問題ニ付キマシテハ政府委員ニ質問、應答ヲ十分ニ致シマシテ、審議ヲ盡シテ居ル問題デアリマス、第一番ノ三十二ノ日程カラ申シマス、岡田泰藏君カラ提出ノ理由ニ付キマシテ、詳細ニ之ヲ述ベラレ、サウシテ政府ニ於キマシテモ、此線ニ付キマシテハ全然異存ノナイトコロノ線デアル、唯其時期ノ問題ニ付キマシテハ、マダ調査ガ完了シテ居ナイト云フコトデゴザイマシテ、思フニ此調査ノ進行ト共ニ提出者ノ意思ヲ容ル、ト云フコトノ意ハ十分ニ見エテゴザイマス、無論委員會ハ一人ノ異議ノナイトコトデゴザイマシテ、可決ニナリマシタ、其次ノ三十二、是ハ紀勢鐵道ノ建議デゴザイマシテ、是ハ和歌山ト三重縣ヲ聯絡シタル二百餘哩ニ亙ル鐵道デゴザイマス、之ニ付キマシテモ政府ハ既ニ其必要ヲ認メラレマシテ、昨年實測ヲ遂ゲマシテ既ニ願出私設ノコトニ付キマシテハ、之ヲ許可シタコトガ二三ゴザイマス、其私設ト云ヒ、或ハ官設ト云ヒ、政府ハ此兩端ノ鐵道ヲ聯絡スルト云フ意見ハ、十分之ヲ認メテゴザイマス、即チ早晩此鐵道ヲ聯絡シテ以テ完成スル意思ニ於テ、政府ハ異存ガナイト云フコトヲ表明セラレマシタ、是モ委員會ニ於キマシテ、異論ナク可決致シマシタ

○極松隆慶君 委員長報告通り異議ナシ
○議長(大岡育造君) 丹後鐵道及紀勢鐵道共ニ委員長報告通り 御異議ハアリマセヌカ

第三十四 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一郎 委員長報告)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ兩案モ報告通り確定致シマシタ、日程第三十四、第三十五ハ同一一括シテ議題ニスルニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ一括シテ議題ニスルニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

第三十五 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介 委員長報告)

○早川龍介君 是ハ極メテ簡單ニ致シタ考デゴザイマスガ、少シ狀況ヲ能ク申上ゲテ置

キマセト、或ハ誤ガ主シマセウカト存シマスデ、暫時御辛棒ヲ願ヒタイト存シマス(謹聽)「御緩クリ」ト呼フ者アリ)御承知ノ如ク此案ハ二月ノ二十四日ニ大津君カラ提出ニナリマシタ案ガ一ツゴザイマス、是ハ神社崇敬ニ關スル建議案、是ガ二十六日ニ委員會ヲ開カレマシテ、不肖私ガ委員長ニ高原篤行君ヲ理事ト云フコトニナリマシテ、ソレカラ其次ニ二十九日ニ私カラ又案ヲ出シマシテ、殆ド同シヤウナ案ガ茲ニ二ツ現レタト申シマスヤウナ感ガアリマシテ、少シク如何デアラウト云フ或ハ聞エガアリマセウカト存シマスデ、其兩案ニ付キマシテ、チヨット簡單ニ一言申上ゲテ置キタイ、大津君ノ御提出ニナリマシタノハ茲ニ崇敬ト申シマスルコトデ、其崇敬ト申シマスコトハ内閣ニ一ノ神祇ニ關スルトコロノ官衙ヲ設立シテ貫ヒタイ、斯ウ云フコトガ目的ニナツテ居リマス、ソレ故ニ私ノ方ノ出シマシタ案ハ神社ノ行政ヲ統一致シマスルト申シマスコトガ目的デアリマシテ、此案ヲ親シク御覽下サイマシレバ、自ラ其意味ガ別ニナツテ居リマス、ソレ故ニ同案ヲ一緒ニ出シタト申ス譯デハゴザイマセヌデ、此事ヲ御諒知下サレタイ、而シテ此會ハ二月ノ六日ニ第二回ヲ開キマシテ、内務次官ト神社局長ノ出席ヲ請ヒマシテ、質問、應答ヲ具サシ盡シマシタ、ソレカラ其次ノ八日ノ日ニ井上神社局長ノ出席ヲ請ヒマシテ、尙十分ニ質問致シマシタ、其質問ヲ致シマシタ結果ト致シマシテ、大藏大臣ノ出席ヲ仰ガナケレバナラヌヤウナコトガ差起リマシタ故ニ、大藏大臣ノ出席ヲ仰ギマシタガ、次デ十一日ニハ大藏大臣ハ差支ガアルト云フコトデゴザイマシテ、橋本次官ヲ出シマシテ此辯明ニ當ラセラレタデアリマス、而シテ此數回ノ委員會ヲ經マシテ、高原篤行君ヨリ修正案ヲ提出ヲ致サレマシテ、其修正案ガ兩案ヲ恰モ一括致シマシテ、尙多少具體的ニナリマシタ譯デゴザイマス、ソレ故ニ此修正案ニ依リマシテ、兩案ハ即チ此修正ノ結果ト致シマシテ、兩案ヲ一括致シマシテ、詰リ此修正ニ結著シタ譯デゴザイマス、最初此大津君ノ御出シナリマシタノハ、日本ノ古代ニ遡リマシテ、神祇院若クハ神祇省ト申シマスヤウナ一官衙ヲ建テタイト申スデアリマス、是ハ往古ノ事實ガサウ云フコトニナツテ居リマシテ、神祇院ナルモノヲ建テマシテ、是ハ陛下ノ玉體ノ安寧ト、國家ノ幸福トヲ此神祇院ニ向ヒマシテ國家ガ祈ヲ致シテ居ルト云フコトニナツテ居リマス、現在ハ是ガ此神祇院ガ無クナリマシタタメニ、是ハヤハリ宮内省ニ入ッタデアリマスガ、實ハ此ノ如ク儀式且精神ヲ籠メマシタトコロノモノヲ宮内省ノ方ニ御預ケラ致シマシヤウナ都合ニナリマシタノハ、甚ダ臣下ノ分ト致シテ相濟マヌコトデアル、ソレ故ニ第一ニハ此神祇省ヲ置キマシテ、此古ノ實ヲ舉ゲタイト申シマスノガ要旨デゴザイマス、サウシテ其實ヲ舉ゲルト同時ニ、此神祇ノ總テノ取扱ガ唯今ノトコロデハ御承知ノ如ク靖國神社即チ招魂社ハ海陸軍ノ所管ノヤウニナツテ居リマス、又臺灣ニゴザイマスカラ臺灣神社ハ臺灣總督府ニ屬シテ居リマス、樺太神社ハ樺太廳ニ屬シテ居ルト申スヤウナ都合ニナツテ居リマス、ソレデ總テ此神社ノ總轄ガ内閣ニ置カレマシタナラバ、總テヲ通ジテ其神社ノ總轄ガ出來ルコトニナルデアラウ、又ソレガ古ノ例ニ依ツテサウナルコトヲ以テ本旨デアルト云フコトデゴザイマシテ、此事ニ付キマシテハ、神社局長ト數回ノ質問、答辯ガゴザイマシタトコロガ、神社局長ガ言ハレマスニハ、如何ニモ其古ノ定儀ヨリ今日日本ノ現狀ニ照シマシテモ、ソレガ事實又サウセナケレバナラヌデアラウガ、總テ行政ノコトハ皆内務省ノ方ニ往ツテ行ハレテ居ル、故ニ其實際ノ實行上ニ於テ之ヲ他ノ官衙ニ移シテ、或ハ内閣ニナリマシタトコロガ、直接ノ關係ノナイ點ニ於テハ大分差支ガアル、故ニ先ヅ當分ノ間現在ノ儘ニ置クヤウニシテ貫ヒタイト云フコトデゴザイマシタ、其意ヲ諒ト致シマシタガ、併シ自分等ノ精神ト致シマシテハ、ヤハリ茲ニ一項ヲ掲ゲテ漸次出

故ニ、委員會ニ於キマシテハ此試驗場ノ設置ヲ致シマスコトハ、今日急務ナル必要ノモ
 ノアルト認メタノデゴザイマス、尙農商務省當局ノ御方ノ御意見ト致シマシテ、此問
 題ハ今日ニ始ツタコトテナク、數年來静岡カラ致シマシテ、種々ナル建議、請願ノ如キモ
 ノガ出テ居リマスノデ、曩ニ生産調査會ニ於キマシテ、茶業中央會頭ノ大谷君ヨリ是ガ
 建議ヲ提出致シテ居リマス、又中央茶業會ニ於キマシテハ數回此設立ヲ希望スルト云フ
 建議案ガ出テ居ルヤウナ次第デアリマスカラ、農商務省ニ於テモ、ソレ等ノ建議ヲ容レテ、
 是ガ設立ヲ實行スル豫算案ヲ再三、再四、作ツテ、是ガ設立ヲ企圖セラレタノデゴザイマ
 スガ、財政ノ都合上、今日マデ之ヲ現實ニスルコトガ出來ナイノデアルカラ、之ヲいつ
 何時ニ設置スルト云フコトノ明言ヲスルコトハ出來ナイケレドモ、全然此案ニハ同意デ
 アルト云フノデゴザイマシタ、而シテ此當局ノ作成致シマシタコロノ豫算ノ内容ヲ窺ヒマ
 スト、創業費ニ於テ五萬圓、經常費ニ於テ二萬五、六千圓ト云フ豫算アルト云フコト
 デゴザイマス、此二萬五、六千圓ノ中ノ五、六千圓ハ今日西ヶ原ノ茶業試驗部ニ支出致
 シテアリマスガ故ニ、二萬圓ヲ經常費ニ新ニ支出スレバ宜イト云フヤウナ豫算デアッタノデ
 ゴザイマス、併ナガラ是ハ大ニ經費ヲ省イタ豫算デ、極メテ消極ナル方法ヲ取ツタモノデア
 ルガ、併シ此位ノ費用ヲ投ズレバ、相當ノ試驗ヲスルコトガ出來ルト云フコトデゴザイマシ
 タガ故ニ、委員會ニ於キマシテハ全ク是等製茶當業者ノ輿論ト、政府ノ見ルトコロト一
 致シタノデゴザイマスカラ、今日ノ全體ノ豫算ニ較ベテ見マスト、五萬圓ノ創業費、二萬
 圓ノ經常費ト云フモノハ、實ニ九牛ノ一毛ニ當ラヌ金額デアリマスガ故ニ、成ベク速ニ此
 建議ノ趣旨ヲ容レテ、此試驗場ヲ設立セラレンコトヲ希望スルト云フ意味ヲ以テ、全會
 一致ヲ以テ委員會ニ於テハ決議ニナリマシタノデゴザイマス、此段御報告致シマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(大岡育造君) 委員長報告通り御異議ノナイモノト認メマス、因テ本建議案
 ハ可決致シマシタ、此場合指名ヲ委託セラレタル各案ノ委員ヲ指名致シマス

- (書記朗讀)
- 關稅定率法中改正法律案
- 吉植 庄一郎君 清 崑 太郎君 武 藤 金 吉君
 - 武市 庫 太君 築 山 和一君 綾 部 惣兵衛君
 - 山田 又七君 齋 藤 巳三郎君 石 田 孝 吉君
- 朝鮮醫院及濟生院特別會計法案
- 秋岡 義一君 渡 邊 修君 八 木 逸 郎君
 - 五十嵐 敬止君 鷺 田 十三郎君 大 内 暢 三君
 - 澤 來 太郎君 荒 川 五 郎君 石 橋 爲之助君
- 汽船「トロール」漁業取締ニ關スル建議案
- 望月 圭介君 山 田 桃 作君 太 田 清 藏君
 - 細川 義昌君 武 瀧 義 雄君 大 内 暢 三君
 - 村松 恆一郎君 安 東 敏 之君 石 田 平 吉君
- 鹿兒島開港ノ建議案外二件
- 山岡 國 吉君 大 久 保 弁 太郎君 吉 田 虎 之助君
 - 川真田 德二郎君 星 一 君 長 場 龍 太郎君
 - 國 井 庫 君 紫 垣 一 雄君 森 肇 君

- 中川改修工事速成ニ關スル建議案
- 齋 藤 珪 次君 大 橋 賴 摸君 小 林 庄 一 郎君
 - 安 川 保 次郎君 大 繩 久 雄君 大 津 淳 一 郎君
 - 福 田 又 一 君 矢 島 浦 太 郎君 細 野 次 郎君

- 廢兵優遇ニ關スル建議案
- 遠 藤 良 吉君 翠 川 鐵 三君 三 浦 覺 一 君
 - 坂 本 元 明君 山 際 敬 雄君 齋 藤 宇 一 郎君
 - 島 田 三 郎君 森 秀 次君 井 阪 光 暉君

- 朝鮮總督府辯護士規則改正ノ建議案
- 福 岡 精 一 君 中 村 啓 次郎君 木 戸 豐 吉君
 - 夏 井 保 四郎君 辻 川 與 一 右衛門君 卜 部 喜 太 郎君
 - 豐 增 龍 次郎君 森 肇 君 橫 山 金 太 郎君

- 北海道醫學專門學校設立ニ關スル建議案
- 古 森 泰 君 石 鄉 岡 文 吉君 根 本 正 君
 - 高 橋 直 治君 中 沼 信 一 郎君 服 部 綾 雄君
 - 關 和 知君 淺 羽 靖君 小 橋 榮 太 郎君

○議長(大岡育造君) 委員會ヲ報告シマス

(書記朗讀)

關稅定率法中改正法律案委員會長及理事互選

朝鮮醫院及濟生院特別會計法案委員會長及理事互選

汽船「トロール」漁業取締ニ關スル建議案委員會長及理事互選

鹿兒島開港ノ建議案外二件委員會長及理事互選

中川改修工事速成ニ關スル建議案委員會長及理事互選

廢兵優遇ニ關スル建議案委員會長及理事互選

朝鮮總督府辯護士規則改正ノ建議案委員會長及理事互選

北海道醫學專門學校設立ニ關スル建議案委員會長及理事互選

○議長(大岡育造君) 本日は是ニテ散會、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御報知致シマス

午後四時二十二分散會

第八委員會